

令和元年度 順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
	部名 課名	2019年度取組						
1	4 庁舎管理事務 総務文書課 対象: 市役所本庁舎、りんご庁舎 意図: 本庁舎、りんご庁舎の適正な管理	エネルギーの削減に加え、本庁舎は新築から5年が経過し、徐々に修繕箇所が発生するため、維持管理費用等の軽減を図る必要があります。 ★空調設備を集中管理し、適度な温度に保つことにより電気、ガス等のエネルギー消費を抑制します。★庁舎周辺の緑地の管理や夏季におけるグリーンカーテンの取り組みを、アダプト方式で各職員で行うことにより、エネルギー使用の抑制と職員の意識の向上を図ります。 本庁舎及びりんご庁舎の施設の維持管理、保守点検業務などを行います。	庁舎管理規則 飯田市地域交流センター条例	一般事務 庁舎管理 庁舎管理 庁舎管理 廃棄物置場管理 駐車場管理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 業務用冷凍空調機器の適正管理と点検等の実施、廃棄時の書類の保存	廃棄物の管理・保管・排出の適性化		
	9 車両管理事務 総務部 総務文書課 対象: 庁用車及び総務文書課共有管理車両 意図: 良好な状態を維持します。	公用車の適正な整備により、車両の安全管理を推進するとともに、職員の交通安全意識を高め事故防止対策を行う必要があります。 ★燃料の消費によるCo2の排出、車両事故による燃料やフロンガスの漏えいといった環境リスクがあるため、エコドライブを推進することによる燃料消費の抑制と交通事故の防止、エコカーへの更新や整備工場での定期的な点検・整備による燃費性能の向上とCo2排出の抑制に努めます。 庁用車の使用状況の把握を行い、整備・定期点検を行います。 マイクロバスの運行管理業務を行います。 公用車の事故防止のため、ドライブレコーダーの設置をすすめます。	飯田市車両管理規程	一般事務 自動車関係廃棄物の発生 燃料の消費 エコカー購入 駐車場の排水 軽微な修繕 車両の廃棄 車両からのフロンガスの漏えい	使用済み自動車の再資源化に関する法律	自動車廃棄時の適正処理のためのリサイクル券の保管、引取り証明書の保管		
	35 人事管理事務 総務部 人事課 対象: 職員 意図: 適正な人事管理、正確かつ迅速な給与管理の実施	スリムで効率的な行政運営を行うため、引き続き適正な人事管理を実施していく必要があります。 また、国や県、他の地方公共団体の給与や勤務時間等の勤務条件の見直しの動向を踏まえ、適正な人事制度を実現していくとともに、正確かつ迅速な給与支給が求められます。 職員の採用、退職、職員配置、休暇等の管理を行います。地方公務員法を順守して給与や勤務時間等の見直しを行います。法令、条例等に基づいて適正な給与支給を行います。人事給与システムの運用及び管理を行います。	地方公務員法等 飯田市職員の給与に関する条例等	一般事務 ノーマイカー通勤による燃料消費抑制	職員のノーマイカー通勤の推進	ノーマイカー通勤の実施率を年度内目標で25%以上とする		
10	37 健康管理事業 総務部 人事課 対象: 職員 意図: 職員の健康管理を適切に行って良質な市民サービスを提供する	職員の健康は、活力ある職場づくり、風通しのよい職場環境の前提となるものであり、心身の健康を保持していくことが求められています。メンタルヘルス上の問題を抱え、長期の休養を余儀なくされている職員が増加傾向にある中、職場として精神面のケアの重要性が高まっています。 全職員を対象に労働安全衛生法に基づく健康診断を実施するとともに、全職員が健康診断を受診するよう努めます。また、指導が必要な職員への働きかけをします。労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施による一次予防と、ストレスやその原因となる問題に対処できるよう職員のメンタルヘルスケアについて取り組みます。職員が生き生きと仕事ができるハラスメントのない職場づくりに取り組みます。	労働安全衛生法	職員の健康管理	労働安全衛生法	職員の健康診断及びストレスチェックは事業主の実施義務		
	49 市税賦課事業 総務部 税務課 対象: 納税義務者、納税通知書・納付書 意図: 市税の適正な賦課を行い、納税義務者に確実に届ける	地方税共通納税システム導入のため、システム改修の必要があります。経験の浅い職員も多いことから、職員の専門知識の習得や情報収集のため、研修会への参加を計画的に実施します。賦課業務における処理手順を明確にし、法改正に伴う対応など正確で統一的な事務処理を行うため、業務マニュアル等の改訂や整備を行います。 ★廃棄物の減量と資源の有効活用によりCO2の発生を抑制し良好な住環境を確保する必要があります。 ・市民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書を確実に送達します。 ・適正な市税賦課を行うため、賦課資料の整理と課税客体の把握に努めます。 ・市税賦課と納税通知書の発送を確実・円滑に行うため、電算システムによる課税事務処理を実施します。 ・地方税共通納税システムの全国一斉導入(2019年10月)のためのシステム改修を行います。 ・確定申告データの国税連携を行います。 ・次期の評価替えに向けて、土地評価見直し(第1次)、標準宅地選定及び鑑定評価業務を行います。 ・職員の専門知識習得のため、外部研修に積極的に参加します。	地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則、市税条例	一般事務 家庭用冷蔵庫の廃棄 軽自動車の廃棄	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管 家電リサイクル券(控)に記載された「お問い合わせ管理番号」による検索で、メーカーに引き渡されたことを確認		
	50 市税徴収事務 総務部 納税課 対象: 納税義務者 意図: 市税の正確な収納管理を行うとともに、未納の解消を図る。	納付いただいた市税を正確かつ迅速に管理し、また、納付しやすい環境の整備と納税意識の高揚に努め、現年度収納率を向上させることが、市民サービスのための安定した自主財源の確保につながります。納期限内に納付のない納税義務者に対しては、督促状、催告書、警告書等を送付し早期に自主納付いただくよう働きかけますが、それでもなお納付いただけない場合は、優良な納税義務者との公平を期するため厳正な滞納処分を執行することが必要です。★納税者の納税意識高揚、期限内納付の向上は督促、滞納処分業務の減少、紙、燃料等資源の消費減少に繋がります。 自主納付及び口座振替納付を推進します。納期限内に納付のない納税義務者に対しては、督促状、催告書等を送付し早期の自主納付を働きかけます。また、随時納税相談を行い、滞納の解消に努めます。充分な納税資力がありながら誠実な納税意思が認められない滞納者に対しては、法令に基づき迅速かつ適正に滞納処分を行い、税負担の公平性を確保します。滞納額が大きく早期解決が望めない困難な滞納案件に係る徴収業務の一部を長野県地方税滞納整理機構に移管します。市税の過誤納分を、正確かつ速やかに還付します。新たな収納方法である法人市民税等の地方税共通納税システム全国一斉稼働に向け、導入環境整備を行います。	地方税法	一般事務 家庭用冷蔵庫の廃棄 軽自動車の廃棄	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 使用済み自動車の再資源化等に関する法律	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年) リサイクル券の保管(自動車所有時)		
24	リニア推進部 対象: 市民 意図: 市民の地域公共交通利用	交通体系整備事業 市民バスの利用者は高校生の通学と一般の通勤が中心で、平成27年度をピークに減少傾向にあります。乗合タクシーの利用状況は減少傾向であり、新たな利用者の獲得が必要です。免許返納者が増加しています。公共交通に係る国補助金の減少に伴い、市の支出が増えており持続可能な体系構築が課題となっています。JR飯田線の活性化に向け、期成同盟会と歩調を併せて進めていきます。 交通弱者等の移動手段を確保するため、市民バス9路線、乗合タクシー14路線の運行支援を行います。地域公共交通改善市民会議や南信州地域交通問題協議会と連携して、運行に関する改善や利用促進のPR活動を行います。山本地域づくり委員会から要望のあった乗合タクシー山本西部山麓線の実証運行を実施します。利用促進の取組としてマタニティ割引の導入、乗り方教室を行い、新たな利用者確保に取組めます。		一般事務 公共交通利用	地域公共交通活性化再生法	地域公共交通の活性化及び再生の推進。交通に係る環境への負荷の低減。		
	45 リニア推進事業 リニア推進課 対象: リニア中央新幹線整備 意図: 早期開業	平成30年2月、市内で初のリニア工事となる中央アルプストンネル松川工区の準備工事が妙琴公園で始まりました。地域の安全と環境に配慮した工事が進められるよう事業者側より一層調整します。今後、他工区でも工事計画が具体化していくになりますが、計画を進めていくためにはJR東海と地元の信頼関係の構築が必要不可欠です。住民に寄りそった工事計画となるよう飯田市としての役割を果たして参ります。建設発生土に関しても、関係地権者のみならず下流域を含めた地域全体の合意が与えなければならぬ計画となるよう調整します。 H302月、県地区の妙琴公園内において市内初のリニア工事となる中央アルプストンネル松川工区の準備工事が始まりました。今後、座光寺地区の高栗橋区間、上郷北条地区の駅地区区間、風越山トンネルの工区、下久堅地区・龍江地区の発生土置き場など工事計画の具体化が進んでいきますが、JR東海、鉄道運輸機構及び長野県と連携し、説明会の開催等を行い、地元との合意形成のもとにリニア本体工事の進捗が図られるよう調整します。上郷北条の駅西地区の袋地対策、地域コミュニティのための市道整備は、リニア本体工事着工前に進める必要があるため、H31年度は、用地買収、建物補償、埋文調査等を行います。また、環境アセスに基づくJR東海による水資源事後調査が開始されます。調査が着実に実施されるようJR東海と調整します。		一般事務 住民との合意形成	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条) リサイクル券の保管(自動車所有時)	引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)		
	48 リニア用地取得事業 リニア用地課 対象: 中央新幹線、駅周辺整備及び代替地整備に係る用地 意図: 用地を取得する	事業推進に向けて、関係機関及び関係部署と連携して取り組むことが必要です。 用地取得計画について、関係機関の事業計画と調整を図る必要があります。 代替地の確保が急務の課題となっています。 中央新幹線、駅周辺整備及び代替地整備に係る用地取得事務を行います。 本年度は、補償金の算定後、順次、補償内容の説明、移転に関する相談など、移転に向けた個別協議を進めます。 代替地のあっせんについては、代替地整備計画及び代替地登録制度により、希望する土地の調整を図ります。	全国新幹線鉄道整備法第13条第4項 中央新幹線(品川・名古屋区間)に係る用地取得事務の委託に関する協定	一般事務 保有地の管理	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条)	リサイクル券の保管(自動車所有時)		
29	62 社会福祉推進事務(厚生住宅を含む) 健康福祉部 福祉課 対象: 福祉事務所等の事務事業 意図: 円滑な業務の遂行	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、多様な主体による地域福祉活動を推進する必要があります。 社会福祉法の改正により、社会福祉法人が適正に運営されるよう、所轄庁として指導する必要がある場合があります。 厚生住宅については、施設の老朽化が進み、施設のあり方について検討する必要があります。 福祉及び健康づくりの施策に関する事項について、調査及び審議するため、社会福祉審議会を開催します。福祉有償運送事業の必要性、運送事業の運営に関すること及び事業者の更新登録に係る協議を行うため、福祉有償運送運営協議会を開催します。社会福祉法に基づき、飯田市が所轄する社会福祉法人の指導監督を実施します。厚生住宅の管理を、長野県住宅供給公社に指定管理者制度による指定管理を行っています。また、公共施設マネジメント基本方針に基づき、施設のあり方について検討します。民生児童委員一斉改選に伴う、飯田市推薦会を組織し、適任者を推薦します。	社会福祉法 飯田市社会福祉審議会条例、飯田市営住宅等条例 飯田市福祉有償運送運営協議会要綱	一般事務 車両火災、燃料流出 車両の廃棄	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理(リサイクル券の保管(自動車所有時)、引取証明書の保管(自動車廃棄時1年))		

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識 2019年度取組	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
34	健康福祉部	67 ふれあいの郷管理運営事業 福祉課	終年により改修が必要な部分が増加しており、年次計画に基づく計画的な改修が必要です。	飯田市福祉会館条例	一般事務	特定家庭用機器再商品化法	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄		
		対象: 市民	・飯田市福祉会館(さんとひあ飯田)及びふれあいの郷公園の管理を、飯田市社会福祉協議会に指定管理して行っています。		エネルギーの消費				
		意図: 社会福祉に関する活動の場の提供による市民福祉の増進	・さんとひあ飯田については、施設の貸出、消防設備点検、空調管理、清掃業務を、ふれあいの郷公園については、駐車場設備保守点検、樹木管理を行います。		車両火災、燃料流出	社会福祉法	法令に定める事業の実施		
					消防設備の管理(火災発生)				
36	健康福祉部	69 南信濃福祉研修センター管理運営事業 福祉課	貸会議室や研修の拠点としての利用が少なくなっており、利用実績を見ながら、引き続き施設の在り方について検討していきます。	飯田市南信濃福祉研修センター条例	一般事務	社会福祉法			
		対象: 市民	・南信濃福祉研修センターの管理を、飯田市社会福祉協議会に指定管理して行っています。		エネルギーの消費				
		意図: 社会福祉に関する活動の場の提供による市民福祉の増進			燃料貯蔵設備の管理(燃料流出)	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄		
					消防設備の管理(火災発生)				
44	健康福祉部	78 飯田市障害者生活ケアセンター管理運営事業 福祉課	障害者生活ケアセンターで行う生活介護は、利用料金制による指定管理を行っています。関係機関と連携し、稼働率の向上を図る必要があります。	飯田市障害者生活ケアセンター条例	一般事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理		
		対象: 障害者生活ケアセンター利用者	・飯田市障害者生活ケアセンターの管理運営を、社会福祉法人悠水会に指定管理者制度による指定管理を行っています。		エネルギーの消費				
		意図: 障害者総合支援法による生活介護の提供と介護者の負担の軽減	効果的な運営のため指定管理者と協議を行い、平成31年度より共生型サービスへと移行し、中部デイサービスセンター(介護保険サービス)と一体型のサービス提供体制がスタートします。		燃料貯蔵設備の管理(燃料流出)	特定家庭用機器再商品化法	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄		
			サービス体制は変わりますが、障がいを持たれた方の自立した日常生活、また社会生活を営める場所として積極的に活用ができるよう、計画相談支援専門員や関係機関との連携を図ります。		消防設備の管理(火災発生)	障害者総合支援法			
45	健康福祉部	79 飯田市南信濃障害者等活動支援センター管理運営事業 福祉課	終年に伴い、今後、施設の改修が必要になります。また、南信濃地域で暮らす障がい者の日中活動の場として、地域に欠かせない施設ではありますが、管理者の人材確保が今後における課題です。	飯田市南信濃障害者等活動支援センター条例	一般事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理		
		対象: 南信濃障害者等活動支援センター利用者	・飯田市南信濃障害者等活動支援センターつくしんぼの管理運営を、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会に指定管理者制度による指定管理を行っています。		エネルギーの消費				
		意図: 創作活動又は生産活動の機会の提供と障がい者等の自立と社会参加の促進	南信濃地域で暮らす障がい者が、生まれ育った地域で、自立し社会参加ができる場として、その確保に努めます。		燃料貯蔵設備の管理(燃料流出)	特定家庭用機器再商品化法	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄		
					消防設備の管理(火災発生)	障害者総合支援法			
48	健康福祉部	122 福祉企業センター管理運営事業 福祉課	安定した受託収入を得られるように、受託取引業者の確保が必要です。	生活保護法 障害者総合支援法 飯田市授産施設条例	一般事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理		
		対象: 授産施設利用者	施設の老朽化により、安全性・利便性の点から、計画的な改修整備が必要です。		エネルギーの消費				
		意図: 自立の助長と安心した生活の営み	公共施設マネジメント基本方針に基づき、利用状況や福祉支援制度の動向を踏まえた施設のあり方の検討が必要となっています。		燃料貯蔵設備の管理(燃料流出)	フロン等の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	適正管理		
			利用者に対して就労の場を提供し、作業指導員から受託作業の指導を行い、就労支援として、技能訓練及び生活訓練を行います。		消防設備の管理(火災発生)	生活保護法			
49	健康福祉部	98 児童福祉推進事務 子育て支援課	安定的な保育の提供及び保育の量の拡充と質の向上が求められます。飯田市の行政改革大綱における改革プランに掲げる保育料収納率の向上に向けた引き続きの取り組みが求められます。	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務	児童福祉法	児童福祉法		
		対象: 妊婦、子育て中の家族	児童・母子父子家庭及び寡婦の福祉に関する取り組みについて、飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会において調査及び審議を行います。		子ども・子育て支援法				
		意図: 子育てしやすい環境の整備	また、今年度、児童福祉分科会にて、次期子育て応援プランの協議を行っていただきます。保育所入所事務(幼児教育・保育無償化対応システム改修含む。)及び保育料納付相談、徴収業務並びに児童手当にかかる事務を円滑に行います。保育所職員の質の向上を図るための情報交換や研修会を開催します。経済的理由で出産が困難な場合、助産所措置を行います。		子ども・子育て支援法施行細則				
50	健康福祉部	99 児童養護施設・乳児院整備補助事業 子育て支援課	児童養護施設の老朽化に対応しつつ、社会的養護の拠点を整備する必要があります。	次世代育成支援対策 施設整備交付金交付要綱 飯田市社会福祉施設整備事業補助金交付要綱	一般事務	児童福祉法	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ、安定した生活と成長の場を確保する		
		対象: 市内の児童養護施設・乳児院、保護者のいない児童や保護者 入所児童等の快適な居住環境、家庭的な生活環境の確保、心身の健やかな成長とその自立を支援			建築確認申請書届出 建築リサイクル法による届出 解体・造成工事	飯田市社会福祉施設整備事業補助金交付要綱 建築基準法	事業者に対し、補助事業に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し5年間保管を指示 事業者に対し、建築物の建築に係る適正な申請を指示		
		意図: 市内の児童養護施設・乳児院の整備費の一部を補助します。(社会福祉法人長姫福祉会おさひめチャイルドキャンパ改革)				建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 長野県地球温暖化対策条例	事業者に対し、対象建築物・対象建設工事の届出・書類管理を指示 事業者に対し、対象建設工事について環境エネルギー性能計画届出を指示		
51	健康福祉部	100 児童手当事業 子育て支援課	現況届が未提出で手当を受給していない対象者に対し、提出を促すことが大切です。	児童手当法	一般事務	児童手当法			
		対象: 15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童(中学校3年生までの児童)を養育している方	個人番号制が始まり、課税情報などの情報が確認できるので、現況届時の事務手続きが変更となります。						
		意図: 子育ての経済的負担の軽減を図るとともに、子どもが育つための基礎的な費用を保障するため	支給対象年齢の児童を持つ受給者の新規申請、現況届、各種変更届の審査、認定をし、適切な支給に取り組みます。						
52	健康福祉部	101 ひとり親家庭福祉推進事業 子育て支援課	ひとり親家庭の自立には、当事者であるひとり親福祉会の安定運営が大切です。	高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 自立支援教育訓練給付金事業支給要綱	一般事務	母子・父子並びに寡婦福祉法	母子・父子並びに寡婦福祉法		
		対象: 母子・父子・寡婦家庭	ひとり親家庭が自立し、生活の安定を図るため、母子父子自立支援員及び相談員による相談支援を行います。		自動車の廃棄		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律		
		意図: ひとり親家庭の福祉の増進を図る。ひとり親家庭の母、父の自立を図る。	就業に必要な高等技能資格取得(看護師等)及び就業に有利な能力開発のための資格取得に対し補助します。						
			飯田市ひとり親家庭福祉会が取り組む交流事業・学習支援事業を補助します。 DV被害や生活困窮により支援を求める母子を保護し、早期に自立できるよう支援します。 児童扶養手当支給にかかる事務を円滑に行います。		母子・父子並びに寡婦福祉法 暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	使用済自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管 引取り証明書の保管(1年)		

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識 2019年度取組	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
53	健康福祉部	102 女性相談事業 子育て支援課	困難ケースの相談に対応するために職員の知識向上が必要です。 相談者の意思に寄り添う相談支援の実施が必要です。 女性相談員が、女性からの相談を受け(暴力、離婚、家庭不和、経済・生活、住宅、医療、健康等)、必要な福祉サービスの提供や関係機関へ繋ぎ、相談者の不安を取り除き、安心して生活ができるよう支援します。男性の相談にも対応します。生活困窮者で居所を失った母子に一時的な生活の場を提供し、自立のための生活基盤を整えます。	売春防止法 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律	一般事務	売春防止法 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律			
		対象: 女性及び相談者 意図: 悩みの相談を受けることで、相談者のこころ豊かな人づくりを支援							
54	健康福祉部	103 児童扶養手当事業 子育て支援課	児童扶養手当の適切な支給をします。現況届時には丁寧な相談対応を行い、受給者の不安を軽減します。 ひとり親のニーズの掘り起こしをすることが必要となります。番号制の導入で、事務手続きを見直します。 平成31年度は、支給回数を変更する制度改正が行われるため、制度改正に対応し受給者に丁寧な説明を行います。 児童扶養手当の申請受理、審査、認定、支給の実施をします。 現況届で面談をする際、ひとり親からの相談に寄り添い、関係機関に繋ぐなど必要な支援を行います。 児童扶養手当法の改正に伴い、支給回数の変更に対応します。 【2019年度のみ支給月数:15月分】 4月支給(12、1、2、3月分) 8月支給(4、5、6、7月分) 11月支給(8、9、10月分) 1月支給(11、12月分) 3月支給(1、2月分)	児童扶養手当法	一般事務	児童扶養手当法			
		対象: 父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人 意図: 母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る							
58	健康福祉部	107 民間保育所運営事業 子育て支援課	国は、平成31年10月からの幼児教育・保育の無償化を目指しているところではあるが、現段階において、財源や制度設計の部分が不明確であり、実施に際しては非常にタイトなスケジュールの中で対応する必要があります。人口減少により以上児の入所数が減少する一方、年々希望者が増加する未満児保育とのバランスを見極めながら、正しい事務処理を心掛ける必要があります。平成27年度から子ども子育て支援新制度が施行され、入所園児の審査、運営費の支払いなど事務処理が増加しているため正確な事務処理を心掛ける必要があります。	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務 保育料滞納整理事務(文書催告等)	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	基準に基づいた施設管理・安全・衛生の確保	
		対象: 民間保育所(児童福祉法により認可を受けた施設) 入所児童、市外の公立保育所入所児童 意図: 保育を必要とする家庭への支援、保育所の安定的な運営とより充実した保育サービスの提供の推進、市外公立保育所への入所を希望する家庭の支援	保護者の就労や疾病等により、家庭で保育を受けられない児童への教育・保育サービスの提供により、子育てと就労等の両立を支援する目的で、民間保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業所へ教育・保育を委託し、入所児童に基づく施設型給付費の支払い(毎月)を行います。施設型給付費により安心して子育てができる環境整備等の充実を図ります。市外での就労や里帰り出産等の理由により、市外の市町村で保育サービスの提供が必要な場合、広域入所による施設型給付費を支払います。今年の10月から国の制度のもと、保育所、認定こども園などの利用料の無償化がスタートする予定です。	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務 子ども子育て支援法	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		
60	健康福祉部	109 民間保育所特別保育事業 子育て支援課	3歳未満児保育・延長保育・障害児保育・学童保育の需要は年々増加傾向にあり、それぞれの利用児童に応じた職員体制の確保が必要となってくることから、人件費や施設環境等、各園において柔軟に対応する必要があります。 保育士を雇用して乳児等の受入れ態勢を確保する民間保育所に対し、保育士の人件費を補助することにより児童福祉の向上を図ります。11時間以上保育所を閉所し早朝や夕方の保育ニーズに対応した民間保育所に対し、保育士の人件費等を補助します。特別な支援を必要とする児童に応じた保育士を加配する民間保育所に対し、保育士の人件費の一部を補助します。乳幼児をもつ地域の保護者等に対する育児講座等、地域住民等との農業体験や伝承遊びなどの交流活動を補助します。保育所での放課後小学生受入れ保育を補助します。保育所に入所していない児童の一時的預かり保育を補助します。	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務 子ども子育て支援法	児童福祉法 子ども子育て支援法 飯田市民間保育所特別保育事業補助金交付要綱	児童福祉法 子ども子育て支援法 飯田市民間保育所特別保育事業補助金交付要綱		
		対象: 民間保育所等及び入所児童(保護者)、近隣の入所していない児童(保護者)、小学校低学年児童 意図: 多様化する保育需要に応え、乳児・1歳児・障害児等の受入れ態勢を整え、保育士の資質向上及び児童の処遇を確保。地域との連携を密にし地域に根ざした子育て支援。							
61	健康福祉部	110 民間保育所施設整備事業 子育て支援課	民間保育所の老朽化、民営化の事業推進や耐震化などの大規模改修の要望がある中で、計画的に施設整備を推進していく必要があります。 国への補助金申請の時期、事業の着手及び予定事業期間等の全体スケジュールの調整を図りながら、事業を推進していく必要があります。	児童福祉法 保育所等整備交付金交付要綱 建設リサイクル法による届出 飯田市社会福祉施設整備事業補助金交付要綱	一般事務 建築確認申請届出 解体・造成工事	児童福祉法 保育所等整備交付金交付要綱 飯田市社会福祉施設整備事業補助金交付要綱	対象建築物の建設に係る申請書の確認 事業者に対し、補助事業に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し10年間保管を指示 事業者に対し、補助事業に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し5年間保管を指示 事業者に対し、建築物の建築に係る適正な申請を指示		
		対象: 民間保育所・認定こども園 意図: 施設の安全及び良好な保育環境の確保、公立保育所民営化に伴う施設整備の促進	安全で良好な保育環境の確保と多様化する保育ニーズに対応するため、民間保育所及び認定こども園が実施する施設整備に対して、補助金を交付します。 公立保育所の民営化により、地域、保護者からの多様化する保育ニーズへの対応、安全で良好な保育環境を整えるための施設整備に対して、補助金を交付します。 近年の夏季における猛暑対策として、入所児童の熱中症予防など安全確保策として、新たに空調設備を設置する民間保育所及び認定こども園に対して、今年度限り補助金を交付します。				建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 長野県地球温暖化対策条例	事業者に対し、対象建築物・対象建設工事の届出・書類管理を指示 事業者に対し、対象建設工事について環境エネルギー性能計画届出を指示	
62	健康福祉部	111 民間保育所補助事業 子育て支援課	保育士の専門性の確保と質の向上が求められます。 保育士の専門性及び質の向上を図るため、民間保育所の職員を対象とした研修会への補助を行います。	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務 子ども子育て支援法	児童福祉法 子ども子育て支援法			
		対象: 民間保育所職員 意図: 保育士の専門性向上と保育の質の向上							
63	健康福祉部	112 公立保育所管理事業 子育て支援課	園舎建築からの年数が経過しており、老朽化に伴う施設整備経費が増加しています。関係部署との施設点検や年間の施設保守契約を通じて安全安心の保育環境を整えます。支援を必要とする園児の増加への対応に保育士の人材確保が必要です。 関係部署と連携しながら園舎の状態を把握し、修繕が必要とされる園舎の設備改修を行います。嘱託園による園児の内科検診や歯科検診、施設の設備点検及び施設保守契約などにより、安全安心の保育環境を整えます。支援を必要とする園児の保育を補助するための臨時保育士を配置したり、給食調理を補助するパート職員の雇用を行いながら安心安全な保育を運営します。	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務 固定遊具の点検	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	基準に基づいた施設管理・安全・衛生の確保	
		対象: 公立保育所(16園) 意図: 安全、安心に保育を支援する運営							
64	健康福祉部	113 公立保育所施設整備事業 子育て支援課	園舎建築からの年数が経過しており、老朽化に伴う施設整備経費が増加しています。関係部署との施設点検を行う中で施設整備が必要な箇所の優先順位を検討し、計画的な施設整備を行う必要があります。また、園の規模や耐用年数を考慮しつつ、将来的な存続の意義や必要性を想定した長寿命化計画を策定する必要があります。	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務 建築確認申請届出 建設リサイクル法による届解体・造成工事	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	施工業者に対し、建築物の建築に係る適正な申請を指示 施工業者に対し、対象建築物・対象建設工事の届出・書類管理を指示 施工業者に対し、対象建設工事について環境エネルギー性能計画届出を指示 施工業者に対し、建築物の設備が基準を満たしているか確認	
		対象: 公立保育所(16園) 意図: 保育が支障なくできる施設環境の整備	関係部署と連携しながら、整備が必要な箇所を大規模に改修し、安全安心な保育環境を整えるとともに施設の耐用年数を延ばします。また、入所児童の熱中症予防など安全確保のため、未設置の全保育室へエアコンを設置します。(すべての未満児室・給食室は設置済み)	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務 保育料滞納整理事務(文書催告等) 保育料滞納整理事務(口座振替促進等)	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		
65	健康福祉部	114 公立保育所運営事業 子育て支援課	保護者が家庭でのしつけを学ぶ上で有効な情報や地域との連携の必要性を伝える必要があります。職園により有資格者の職員確保が困難な状況であり、職員募集情報や飯田市保育行政の情報発信などに努めていく必要があります。※(未定)幼児教育・保育の無償化がスタートした場合、居住地等による標準時間(11時間保育)と短時間(8時間保育)の選択制の園に対する不公平感が増すことが予想されます。(保育ニーズに即した全公立園での延長保育・未満児保育の実施の要望があります)	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務 子ども子育て支援法	児童福祉法 子ども子育て支援法			
		対象: 公立保育所(16園)、以上児の家庭教室 意図: 就学までの基本的な生活や集団生活ができる保育を実施	子どもの通う保育所で保護者が保育の体験をし、園での生活やその活動を直接見聞する機会を設けて子育ての楽しさを再認識します。園児は生活習慣及び社会性を習得するために地域活動事業を通して地域住民との交流体験をします。健全な保育所運営を行うために必要なパート職員の確保及び代替職員の配置を行います。食育への取り組みとして地元で採れた野菜を給食の食材とする日を年数回実施します。30年度に引き続き、上村保育園児の確保に向けた子育て世帯の移住・定住を推進します。	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務 子ども子育て支援法	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
			2019年度取組						
66	115 健康福祉部 対象:	病児保育事業 子育て支援課 生後6か月から小学校に就学している児童及びその保護者	幼児教育・保育の無償化の制度にあわせ、利用料金の設定や病児保育事業の運営に関して、定住自立圏形成協定を締結する町村との調整が必要となります。また、病児保育の周知を図り、利用者の拡大を図る必要があります。 病気の回復期(又は回復)に至っていないことから集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が就労等により家庭で保育を行うことが困難な児童に対し病児保育の受け入れを行います。市内医療機関(社会医療法人健和会)に委託し病児保育室を併設し、嘱託医師・看護師・保育士を配置します。	児童福祉法 子ども・子育て支援法	一般事務	子ども子育て支援法 南信州定住自立圏協定			
	意図:	児童が病気になるつとき、病児保育(必要な手当て)が受けられ、保護者が就業しやすくなる	・体制 嘱託医師2人、看護師1人、保育士3人・定員 6人・開所日時 平日午前8時〜午後6時 ・利用料金(1日)生保・市民税非課税の母子:無料/市民税非課税:1,000円/その他:2,000円 ・定住自立圏形成協定に基づき下伊那町村児童の受入	定住自立圏共生ビジョン					
67	118 健康福祉部 対象:	子ども子育て支援事業 子育て支援課 子育て中の家族	子育てに関わる支援を必要とする家庭が増加していることから、各家庭ニーズに沿った対応を行うため支援内容の整理や支援に携わる職員体制の見直しの検討が必要です。 ファミリーサポート事業や子育て短期支援事業などの社会資源を活用できない家庭について、必要な時に寄り添うことのできる体制づくりを検討する必要があります。子育て支援に係る各種サービスの事業内容などについて、多くの方に書くよいいただけるよう周知する必要があります。	児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童の虐待防止等に関する法律 男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法	一般事務	児童福祉法 子ども子育て支援法 児童の虐待防止等に関する法律			
	意図:	閉じこもりがちな子育て家庭を地域による子育てに転換することで孤立化が防止される。家庭育児に関する相談や援助を実施する環境を整えることで、子育てが安定し家庭での養育力が向上する。	第二期飯田市子ども子育て支援計画(2020年上期)を策定するため、前年度のニーズ調査を踏まえ、国が示す基本的な指針に沿った形により飯田市の考え方を考慮し支援計画の策定を行います。ファミリー・サポート・センター事業の利用促進を図るため、委託先の社会福祉協議会と連携し、ひとり親家庭等が利用しやすいよう周知を行います。子育て支援ネットワーク協議会が主体となり、家庭児童相談及び家庭訪問事業等を実施しニーズに沿った支援を行います。主任児童委員等が生後4カ月児に訪問する、こんにちは赤ちゃん事業により地域での見守り体制の充実及び子育て応援サポーター会議による子育て情報の充実を図ります。(子育て応援ハンドブック)						
68	119 健康福祉部 対象:	地域子育て支援事業 子育て支援課 子育て中の家庭、18歳以下の児童	妊娠前から学齢期まで途切れることなく、こどもと家庭が必要な社会資源と結びつく体制をさらに強化するために、保護者と行政との間において早期からの信頼関係づくりを強化し、幼児期に見守り続ける仕組みが必要です。 気軽に立ち寄れて親子で過ごせる居場所、子育て親の拠り所としてゆいきっず広場を運営すると共に、地域子育て支援拠点(つどいの広場)のイベント・子育て講座情報等を併せて効果的にPRします。広く子育ての悩みに対応した相談に応じ、庁内関係部課や外部関係機関との連携を図り、保健・福祉・医療・教育などに対する包括的な取り組みを行います。乳幼児期に発見された発達支援・保護者支援ニーズを適切な社会資源の利用へと結びつけていくための親子アセスメントグループを行います。発達支援と保護者支援の継続性を保障するための情報管理とフォローアップを庁内関係部課との協働で行います。	児童福祉法、子ども・子育て支援法 児童の虐待防止等に関する法律	一般事務 自動車の廃棄	児童福祉法 子ども・子育て支援法 児童の虐待防止等に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律			
	意図:	市民協働による子育て応援地域づくりの充実として、発達支援・子育て相談の総合的窓口の設置により孤立せず安心して子育てができる							
69	80 健康福祉部 対象:	老人福祉推進事務 長寿支援課 老人福祉一般事務	★老朽化が進んだ施設の維持管理方法が課題です。		エネルギーの消費(電気、ガス、灯油) 産業廃棄物の発生、保管及び処理 業務用空調機器の適正管理と点検 車両廃棄 電気製品の廃棄 業務用冷凍機器の廃棄 建物火災 地震による建物倒壊	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施 特定家庭用機器再商品化法 テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の使用と廃棄 南信州広域連合火災予防条例 浄化槽法	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置) 業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施 特定家庭用機器再商品化法 テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の使用と廃棄 危険物の保管施設、灯油タンク等の管理(貯蔵、取扱、届出、自主点検の実施) 保守点検及び清掃(1回/年)指定検査機関による水質検査の実施(1回/年)		
	意図:	施設管理、高齢者福祉事務が円滑に処理される	施設整備改修工事を行います。(上村デイサービスセンター排水溝改修) エアコンの設置、更新工事を行います。(ハートビル川路居住棟、西部デイサービスセンター、北部デイサービスセンター) 旧飯田荘跡地の駐車場整備を行います。 老人福祉施設等(山本老人福祉センター、南信濃老人福祉センター、麻績の里交流センター、上郷地域域養施設、鼎郷井農業集落高齢者交流施設、上村ふれあいセンター)維持管理運営を行います。銀座堀端ビル2階に、いざだ地域包括支援センターといいた成年後見支援センター合同事務所を配置しています。				使用済み自動車の再資源化に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保管		
72	83 健康福祉部 対象:	上村デイサービスセンター運営事業 長寿支援課 上村・南信濃地区の要介護・要支援認定者で通所介護サービス	利用者が指定管理前よりも増え、利用者の満足度も高い状況です。事業を進めるには、介護職員の確保が必要です。★施設の老朽化も見られます。	エネルギーの消費(電気、ガス、灯油) 産業廃棄物の発生、保管及び処理 業務用空調機器の適正管理と点検 車両廃棄 電気製品の廃棄 業務用冷凍機器の廃棄 建物火災 地震による建物倒壊	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 特定家庭用機器再商品化法 消防法 南信州広域連合火災予防条例 浄化槽法	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置) 業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施 テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の使用と廃棄 防火管理者の選任、消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告、避難訓練の計画の届出及び訓練の実施(1回/年又は2回/年) 危険物の保管施設、灯油タンク等の管理(貯蔵、取扱、届出、自主点検の実施) 保守点検及び清掃(1回/年)、視点検査機関による水質検査の実施(1回/年)			
	意図:	利用者に通所介護サービスを提供し、要介護状態の改善、維持、悪化を防ぐ	特定非常営利活動法人わだの家の指定管理により上村デイサービスセンターの管理運営を行います。				使用済み自動車の再資源化に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保存		
83	96 健康福祉部 対象:	介護予防拠点施設管理事務 長寿支援課 松ぼっくり、かきまつのさと	設備の経年劣化により、修繕等費用が増加します。	飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例 飯田市かきまつのさと条例	エネルギーの消費(電気、ガス、灯油) 産業廃棄物の発生、保管及び処理 業務用空調機器の適正管理と点検 車両廃棄 電気製品の廃棄 業務用冷凍機器の廃棄 建物火災 地震による建物倒壊	エネルギーの消費(電気、ガス、灯油) 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施 テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の使用と廃棄 防火管理者の選任、消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告、避難訓練の計画の届出及び訓練の実施(1回/年又は2回/年) 危険物の保管施設、灯油タンク等の管理(貯蔵、取扱、届出、自主点検の実施) 保守点検及び清掃(1回/年)、視点検査機関による水質検査の実施(1回/年)			
	意図:	適切に運営されることで、介護の必要のない市民を増やし、市民が安心して生き生き暮らせる。	介護予防拠点施設の管理運営を行います。						
84	97 健康福祉部 対象:	介護予防拠点管理運営事業 長寿支援課 介護予防拠点施設	介護予防拠点施設「おまめでサロン」を活用して、高齢者の介護予防や健康づくりのための取り組みを進めます。	エネルギーの消費(電気、ガス、灯油) 産業廃棄物の発生、保管及び処理 業務用空調機器の適正管理と点検 車両廃棄 電気製品の廃棄 業務用冷凍機器の廃棄 建物火災 地震による建物倒壊	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置) 業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検の実施			
	意図:	施設の管理運営	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会の指定管理により介護予防拠点施設「おまめでサロン」の管理業務を行います。「おまめでサロン」で介護予防事業(介護予防活動、認知症対策活動、健康増進活動等)を行います。						

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識 2019年度取組	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
105	I26	上村診療所運営事業	上村には医療機関がなく、また、南信濃地区には医療機関があるものの受診するためには長時間の移動が必要な地域が多いため、より安心して暮らすためには一つでも多くの身近な医療機関が必要です。	医療法	一般事務 エネルギーの消費 燃料貯蔵設備の管理(燃料流出) 消防設備の管理 車両燃料流出 車両の廃棄 業務用エアコン使用によるフロン流出 感染性廃棄物の保管・管理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 業務用冷凍空調機器の簡易点検(四半期に一回以上)	廃棄物の適正処理		
	健康福祉部 対象:	保健課 上村地区及び南信濃地区住民							
	意図:	上村、南信濃地域の住民が安心して暮らせるよう一次医療機関を確保	診療所の運営に必要な医師及び看護師を確保して飯田市立上村診療所を運営します。						
108	I29	予防接種事業	平成25年度から今年度までの間に新しく6ワクチンが定期化され、特に就学前までに接種する本数は倍増しています。また、平成31年度からは、成人男性に対する風しんの追加対策を新たに取り組みます。現在も国では新しいワクチンの定期化に向けて検討がされており、今後さらに拡大していくことが推測されます。頻繁に行われる制度改正に対して、確実で迅速な対応が求められています。わかりやすい周知方法の工夫や関係機関との連携を密にする等に対応し、安全性を維持しつつ標準的接種年齢での接種率を高めていく必要があります。	予防接種法、予防接種施行令、予防接種施行規則 飯田市県外予防接種費補助金交付要綱 飯田市予防接種健康被害調査委員会条例、飯田市予防接種事故災害補償規則	一般事務 業務用冷蔵庫使用によるフロン流出 感染性廃棄物の保管・管理	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 業務用冷凍空調機器の簡易点検(四半期に一回以上)	業務用冷凍空調機器の簡易点検(四半期に一回以上)		
	健康福祉部 対象:	保健課 市内に住民登録のある接種対象者	全額公費負担・対象年齢に達する時期に合わせた個別通知・未接種者へ接種勧奨・乳幼児健診等の機会を利用した接種勧奨(ワクチンの種類)B型肝炎、Hb、小児の肺炎球菌、4種混合、3種混合、2種混合、不活化ポリオ、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス等 2B類疾病:接種希望者が接種しやすい環境を整えます。一部公費負担・個別通知(周知)《ワクチンの種類》高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌 3【新規】風しんの追加的対策における抗体検査を受けやすい環境を整えます。						
	意図:	予防接種の接種機会の安定的	1A類疾病:積極的勧奨を行い、接種率を高めます。 2B類疾病:接種希望者が接種しやすい環境を整えます。一部公費負担・個別通知(周知)《ワクチンの種類》高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌 3【新規】風しんの追加的対策における抗体検査を受けやすい環境を整えます。						
			・現状と将来予測の両面を踏まえて、より優先度の高い取組、より効果の上がる取組を進めます。 ・自殺予防対策に関わる関係者や関係機関との連携を図り、人材育成を積極的に行います。 ・健康づくり家庭訪問のまとめから、働き盛り世代からの健康づくりの大切さを市民に伝えます。	健康増進法 自殺対策基本法	一般事務 車両燃料流出 車両の廃棄	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理		
112	I33	一般健康相談事業	・健康、福祉、介護、子育てを総合的にマネジメントしていくための地域健康ケア計画を毎年策定し、推進します。 ・心身の健康に関する相談に応じて、健康増進や疾病予防のために個人の生活に合わせた支援や助言を行います。 ・誰もが自殺に追い込まれることのないよう「飯田市自殺対策推進計画」を推進します。 ・健康増進や疾病予防等を目的として、保健師・栄養士・歯科衛生士等が家庭を訪問して、家庭環境や個人の状況にあった生活習慣の改善や医療・福祉などの相談と保健指導を行います。	健康増進法 自殺対策基本法	一般事務 車両燃料流出 車両の廃棄	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理		
	健康福祉部 対象:	保健課 一般市民							
	意図:	①計画の適切な評価と検証、取組の見直しを行うことで、市民の健康づくりを進めます。②気軽に心や体の健康について相談ができ、健康を維持することができるよう支援します。	・健康、福祉、介護、子育てを総合的にマネジメントしていくための地域健康ケア計画を毎年策定し、推進します。 ・心身の健康に関する相談に応じて、健康増進や疾病予防のために個人の生活に合わせた支援や助言を行います。 ・誰もが自殺に追い込まれることのないよう「飯田市自殺対策推進計画」を推進します。 ・健康増進や疾病予防等を目的として、保健師・栄養士・歯科衛生士等が家庭を訪問して、家庭環境や個人の状況にあった生活習慣の改善や医療・福祉などの相談と保健指導を行います。						
113	I34	健康診査事業	がんは死因の第1位であり、市民の健康にとって重要な課題です。また、高額医療の原因疾患はがんがもっとも多く、がんを早期に発見し治療することは、医療費の削減にもつながります。しかし、がん検診の受診者は横ばい傾向であるため、受診率向上への取り組みやがんの予防と検診についての啓発が必要です。働き盛り世代への出前講座を実施していますが、利用は多くないため、この世代を対象にした健診を実施することで健康実態を把握する必要があります。	健康増進法 がん対策基本法 高齢者の医療の確保に関する法律	一般事務	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理		
	健康福祉部 対象:	保健課 職場等で検診(健診)受診の機会のない市民	・がんを早期に発見し治療につなげるために、がん検診を実施します。(胃、大腸、乳、肺、子宮、胃リスク検査) ・がん検診受診率向上のための普及啓発、受診しやすい環境づくりや日程設定を行います。 ・電話、文書等で、がん検診精密検査対象者へ受診勧奨及び状況把握を行います。 ・後期高齢者健康診査は、飯田医師会に委託し個別健診で実施します。健診後は特定健診の基準に準じて、生活習慣病重症化予防の対象者に保健指導を実施します。 ・働き盛り世代からの生活習慣病予防のため、消防団員の健康診査を実施します。						
	意図:	疾病を早期に発見し治療につなげる	・がんを早期に発見し治療につなげるために、がん検診を実施します。(胃、大腸、乳、肺、子宮、胃リスク検査) ・がん検診受診率向上のための普及啓発、受診しやすい環境づくりや日程設定を行います。 ・電話、文書等で、がん検診精密検査対象者へ受診勧奨及び状況把握を行います。 ・後期高齢者健康診査は、飯田医師会に委託し個別健診で実施します。健診後は特定健診の基準に準じて、生活習慣病重症化予防の対象者に保健指導を実施します。 ・働き盛り世代からの生活習慣病予防のため、消防団員の健康診査を実施します。						
141	I35	火葬事業	下伊那北部火葬場の稼働により収入(斎苑使用料)が減少しており、今後の斎苑施設の維持管理等を見据えると、制度等の見直しを検討していく必要があります。また、施設建物の耐用年数を考慮し、次期施設のあり方を検討していく必要があります。 ★灯油の漏洩による地下水や土壌の汚染について注意する必要があります。	墓地、埋葬等に関する法律 及び 同施行規則 飯田市斎苑条例 及び 同施行規則 飯田市市外火葬場利用補助金交付要綱	一般事務	消防法 消防法 浄化槽法 電気事業法 大規模地震対策特別措置法	地下タンクの定期点検 消防用設備の点検・結果報告 浄化槽による尿及び雑排水の適正な処理(保守点検等) 電気保安業務の委託による定期点検の実施 消防計画の届出及び訓練の実施(1回/年)		
	市民協働環境部 対象:	環境課 斎苑利用者							
	意図:	快適な環境で市の斎苑を利用できる	快適な環境で市民が斎苑を利用できるよう斎苑の管理に努めるとともに、NPO法人飯田葬祭事業組合へ委託し火葬事業に取り組みます。あわせて、支障なく使用が出来るよう、斎苑施設の維持整備に努めます。また、上村・南信濃地区合併時の申し合わせにより、上村・南信濃地区住民の阿南斎場での火葬に対して、公平性を担保します。						
142	I36	環境衛生事業	人口減少や高齢化などにより、地域ぐるみで取り組んできた河川清掃の実施が難しくなりつつあります。 ★アメンロ農業の保管管理不全(盗難等)による汚染に注意する必要があります。 身近な環境を自分たちの手で改善する活動の一つとして、全市一斉に河川清掃を実施するよう呼びかけます。アメリカンロトリーの食害から緑の環境を守るため、地区団体がアメリカンロトリーの共同防除を行うに際し、希望により車両及び動力噴霧器の貸し出し並びに薬品の払い出しを行います。公共の場で死亡している動物(主には犬、猫、タヌキ、ハクビシン)を回収することで、道路等公共敷きの衛生及び美観の維持に努めます。公衆衛生の向上の一環として、公衆浴場の設備が適正に保たれるよう、浴場設備の改善促進のため補助金を交付します。	動物の愛護及び管理に関する法律 化製場等に関する法律 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律	一般事務	農業取締法	農薬の保管庫の管理、農薬の保管量の把握、利用状況の記録		
	市民協働環境部 対象:	環境課 生活環境(河川、周辺環境等)							
	意図:	市民参加により良好に環境が保たれている							
143	I37	公衆便所事業	いたずら等による汚れ、破損等を早期に発見し補修を行う必要があります。 施設の老朽化や時代に合わない施設について、改修又は廃止を検討する必要があります。 ★冬期や設備老朽化に起因する水栓凍結漏水による水道料、修繕費が増大するリスクがあります。 市内13箇所の公衆トイレ(中央公園IF・2F、長姫公園、長姫神社、扇町駐車場、市民館前、吾妻町公園、大宮神社、羽場権現堂、鼎名古熊展望公園、時又駅前、駄科駅前、上村天神峡、山の神)を、常にきれいに維持します。 損壊、故障等を見出した場合、良好な利用環境の提供のため、直ちに修繕を行います。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条第5号)	一般事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	公衆便所を衛生的に維持する		
	市民協働環境部 対象:	環境課 公衆トイレ							
	意図:	常に良好な利用環境を保つ	・フンの放置等、飼いの主のマナーの低下による苦情等が増加しています。近年、猫の苦情が増えています。飼い猫、野良猫にかかわらず、予定外に子猫が増えることで、猫による被害が増えているものと推測されます。 ★予防接種時の事故(注射時、移動時の交通事故)に注意する必要があります。 狂犬病予防注射の集合注射を、4月(一次注射)から5・6月(二次注射)にかけて、獣医師会の協力を得て市内各地で実施します。正しい飼い方やマナーを守った飼い方を啓発するため、市の広報等による、マナー啓発を実施します。地区から申し出のある犬の糞尿苦情に対応するため、マナー啓発看板の設置を行います。	狂犬病予防法 及び 同施行規則 動物の愛護及び管理に関する条例 飯田市ホイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例	一般事務	狂犬病予防法	狂犬病予防注射を実施(1頭/年)		
	市民協働環境部 対象:	環境課 飼い主 及び 市民							
	意図:	狂犬病を予防し、正しい飼い方を身につける							
145	I40	環境汚染対策事業	飯田市においては、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道整備事業に端を発する大規模工事で開発が計画されているが、環境面における市民生活の安寧を保障することを目的として、騒音や水質などの平常値を記録し、開発における自然・生活環境への影響を早期・的確に把握する必要がある。	環境基本法 騒音規制法 悪臭防止法	一般事務	飯田市環境基本条例 第6条	市は基本理念の実現を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する施策を推進しなければならない。		
	市民協働環境部 対象:	環境課 市民の生活環境							
	意図:	環境汚染が発生しない良好な生活環境の維持	簡易浄化槽の適正な管理のために啓発・指導に取り組みます。市内の主要な河川の水質検査を実施し汚染状況を把握します。地下水(井戸水)の水質等を把握します。また、リニア中央新幹線工事に伴う地下水への影響を把握するため、関係地の地下水の水位等を把握します。自動車騒音、悪臭、その他の測定により実態を把握します。環境汚染が発見された場合は、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかに対応に努めます。			騒音規制法 第18条 水質汚濁防止法 第15条	市は、自動車騒音の状況を常時監視し、国に報告する。 市は公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、国に報告する。		

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識 2019年度取組	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
146	141	自然環境保全推進事業	活用があまり進んでいない南アルプスエコパーク・ジオパークの取り組みについて、市としての取り組み指針を整備し、今後飯田市としてどういった取り組みが必要であるかの検討が必要である。 また、市民にも南アルプスエコパーク・ジオパークについてはあまり浸透しているといけなため、周知をはかるとともに、現在加入している連携組織との活動に積極的に取り組み、交流人口の増加も図りたい。	環境基本法 環境基本条例 環境保全条例	一般事務 登山誘導標識の設置	飯田市環境基本条例 第3条	市は基本理念にのっとり、市域の自然的社会的状況に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。		
	市民協働環境部	環境課	飯田市内の自然環境の保全に取り組みます。「緑と生物多様性の重要性」の啓発に取り組みます。外来生物対策に取り組みます。南アルプスユネスコエコパーク及びジオパークの事業推進にあたり、市としての推進方針を整理するとともに、関係課等と協力しながら、市民への普及啓発に努めます。南アルプスユネスコエコパーク（事務局：南アルプス自然環境保全活用連携協議会（3県10市町村））活動に取り組みます。南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク（事務局：同協議会（長野県4市町村））活動に取り組みます。ユネスコエコパーク登録50周年、日本ジオパーク登録10周年を向け、記念となる事業の実施に取り組みます。						
	対象:	飯田市の自然環境							
	意図:	飯田市の自然環境の保全							
147	142	環境教育推進事業	市民自らが環境を学ぶ意識を涵養するためにも、選択の一助となる環境学習プログラムの整備が必要。また、学びの契機ともなる、講座等の開催やその他学びの場の設定を関係各所との協力の上で、推し進めることが必要である。	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	一般事務	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 第6条	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、飯田市の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、		
	市民協働環境部	環境課	環境学習プログラムを整備し、市民が環境について学ぶことができる場の創出に努めます。自然観察会を開催し、自然とのふれあいの場の創出します。環境アドバイザーや環境チェッカーを対象に講演会や研修会などの学習の機会を設けることで、環境保全への意識の高揚に努めます。小学校4年生や地域団体を対象に、環境産業公園やグリーンバレー千代の視察を通じて、環境保全への意識の高揚に努めます。市内小学校4年生を対象に、自然環境保全ポスターの作製を通じて環境保全への意識の高揚に努めます。また、入選作品を市内公民館へ展示。ポスター看板を作製して各地区へ掲示することにより、多くの市民の環境保全への意識の高揚に努めます。						
	対象:	市民							
	意図:	環境保全について理解を深め、環境保全活動を行う意欲の増進							
148	151	3R推進事業	生活や事業活動の中に3Rが習慣化することを目指し、発生抑制や再使用にしっかりと取り組みながら、資源ごみの適正な分別と排出の徹底を図る必要があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進基本法	一般事務 ごみの収集漏れ	飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画・実施計画	定期的なごみの収集		
	市民協働環境部	環境課	★景観上、好ましくない状況が発生する可能性があります。						
	対象:	市民	リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の啓発に取り組みます。資源ごみの適正な分別と排出方法の周知を行います。ごみ処理費用負担制度の運用を行います。資源物回収団体への支援を行います。資源ごみの適正処理を行います。リサイクルステーションの管理運営を行います。生ごみ処理機器を購入した世帯への支援を行います。						
	意図:	リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進							
149	152	地域環境美化推進事業	飯田市内における不法投棄及びポイ捨て等の根絶を目指し、地域の環境美化に取り組み、ポイ捨て等をされにくい環境づくりを進める必要があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般事務 不法投棄・ポイ捨てによるごみの放置	飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画・実施計画	不法投棄の根絶		
	市民協働環境部	環境課	★公衆衛生上、好ましくない状況が発生する可能性があります。 ★地域環境の美化が損なわれる可能性があります。						
	対象:	一般廃棄物	地域環境美化活動の実施により不法投棄とポイ捨ての防止に努めます。						
	意図:	不法投棄とポイ捨て等の防止	地域の実情に合った環境美化活動を継続的に実施するとともに、その支援を行います。						
150	153	ごみ適正処理事業	ごみの適正な分別と排出を徹底していく必要があります。着実な収集運搬と適正な処理の継続的な実施を行う必要があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進基本法 特定家庭用機器再商品化法	一般事務 ごみの収集漏れ	飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画・実施計画	定期的なごみの収集		
	市民協働環境部	環境課	★長い時間放置されたごみから悪臭が発生する可能性があります。★景観、公衆衛生上、好ましくない状況が発生する可能性があります。						
	対象:	一般廃棄物	ごみの分別及び排出方法の周知を行います。ごみ集積所に排出されたごみの収集運搬を行います。リサイクルステーションに排出されたごみの収集運搬を行います。粗大ごみの戸別収集を行います。ごみ集積所の管理を行います。						
	意図:	着実な収集運搬及び適正な処理							
151	154	最終処分場管理事業	埋立ごみの円滑な受入と、適正な処理を行うと共に、環境基準に適合した河川放流をするため水処理施設の管理を行います。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般事務	使用済み自動車の再資源化等に関する法律（第8条、73条） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 飯田市一般廃棄物最終処分場に関する環境保全協定書	リサイクル券の保管（自動車所有時）引取証明書 の保管（自動車廃棄時）（1年） 一般廃棄物の埋立処分に関する基準の順守 最終処分場処理水の水质における協定値の厳守 市民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共福祉の見地から、支障なく行われること		
	市民協働環境部	環境課	1 埋立ごみ（委託業者、一般持込）の受入をします。 2 埋立ごみに含まれる資源の分別回収をします。 3 ごみの埋立処理をします。 4 焼却灰の埋立処理をします。 5 浸出水処理施設の管理をします。 6 旧処分場の維持管理をします。						
	対象:	市内から発生する家庭系一般廃棄物（埋立ごみ）							
	意図:	適正な処理、水質の管理							
152	358	市営墓地経営事業	墓地使用の希望者、墓地使用の返還者の状況から、墓地需要を的確に把握しながら区画造成していくとともに、墓地の承継者がいなくなる世相なども勘案し、今後の市営墓園のあり方も含めて検討していく必要があります。	墓地、埋葬等に関する法律 及び 同施行規則	一般事務 墓園トイレの凍結・漏水				
	市民協働環境部	環境課	★墓地の漏水（水道水）に注意する必要があります。						
	対象:	飯田市内に居住の市民及び飯田市内に本籍のある市営墓地の使用希望者	墓地経営は、維持管理の観点から地方公共団体が経営することが責務となっています。市営墓園では、快適で衛生的な環境を保つために公有部分の維持管理を行うことはもちろんのこと、使用者へも聖地内の管理について呼び掛けを行います。そのためにも、常に使用者の把握に努め、承継や変更等を直ちに墓地台帳へ反映するよう努めます。						
	意図:	市営墓地を希望する者のための墓地を整備し、墓地の良好な環境を保持する。	平成16年度から造成・整備を行っている西部墓園は、逐次区画の増設を行っており、残区画の状況をみながら新区画造成の検討を行います。また、柏原墓園の使用確保に向けて条件整備の検討を行います。						
153	139	環境保全推進事務	★21いび環境プラン第4次改訂計画期間（H29年度～H32年度）の前半期間が終了しました。第4次改訂計画で掲げた取り組みの進捗状況を評価するために、環境レポートを作成し、飯田市環境審議会に報告し、市民にもその内容を公表しました。また、次年度は第4次改訂計画の後半に入るため、第5次改訂計画の策定に向けた改訂作業に着手する必要があります。	環境基本法 飯田市環境基本条例	環境レポートの作成 21いび環境プラン第5次改訂計画の策定着手	飯田市環境基本条例（第8条）	環境の状況、環境計画に基づいて実施された施策の状況等に関する年次報告書の作成、環境審議会での意見聴取、一般への公表		
	市民協働環境部	環境モデル都市推進課	環境政策を的確に行うための環境審議会を運営します。環境プラン第4次改訂計画に基づき施策の進捗状況について環境レポートを作成し、公表します。21いび環境プラン第5次改訂計画の策定に着手します。						
	対象:	市民							
	意図:	環境保全活動を継続的に展開する							
154	143	ISO14001推進事業	★飯田市役所環境マニュアル改正を行い、内部監査、マネジメントレビューの実施により、9月10日にISO 14001:2015年版に移行が完了しました。今後は2015年版の特徴である本業との統合を進めるため、さらに職員の方を確保するとともに地球温暖化防止実行計画の着実な取組が必要となります。また、企業等を取り巻くビジネスや社会的ニーズの変化等により、環境マネジメントシステムに取り組み事業所数が固定されつつある中「地域ぐるみ環境ISO研究会」へ引き続き参画し、10月1日に改定された「南信州いんす21」の推進が必要です。	地球温暖化対策の推進に関する法律 長野県地球温暖化対策条例	ISO14001の推進 南信州いんす21の推進 地域ぐるみ環境ISO研究会への参画 飯田市役所地球温暖化防止計画の実施	ISO14001（JIS Q 14001） 飯田市役所環境マニュアル エネルギーの使用の合理化等に関する法律（第14条、第15条） 長野県地球温暖化対策条例 飯田市役所地球温暖化防止実行計画（第5章）	規格要求事項の実施 要求事項の実施 中長期計画書及び定期報告書の毎年度7月末までの提出 事業活動温暖化対策計画書兼実施状況等報告書の毎年度7月末までの提出、並びに公表 目標達成に向けた取組の着実な推進		
	市民協働環境部	環境モデル都市推進課	自己適合宣言による環境マネジメントシステムの運用を通じて、庁内における環境負荷低減活動を推進します。特に、実質的な取り組みへつなげるために「飯田市役所地球温暖化防止実行計画」の着実な推進を行う。地域ぐるみ環境ISO研究会の参加及び「南信州いんす21」の普及を行います。「保育園いんす21」、「学校のいんす21」の運用及び内容の見直しと、高校や短大へも取り組みの働きかけを進めます。						
	対象:	南信州地域の事業所、教育機関							
	意図:	事業所は、ISO14001（南信州いんす21）などの環境マネジメントシステムに、教育機関は、教育に特化した地域独自の環境マネジメントシステムに取り組み。							
155	144	環境モデル都市行動計画進行管理事業	★平成29年度は、地域公共再生可能エネルギー活用事業が2件創出されました。FITによる太陽光発電が普及する中で、太陽光発電に関しては、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）に依存しない新たな視点での地域公共再生可能エネルギー活用事業の創出が必要になってきています。そこで、エネルギーの域産域消等新たな視点で、地域公共再生可能エネルギー活用事業の創出促す新たな仕組みづくりが必要です。	飯田市環境基本条例 飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例	一般事務 環境モデル都市としての取り組みの情報発信 再生可能エネルギー事業案件創出	飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例	再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域づくりにおいて主導的な役割を担い、市民の地域環境権の行使を支援すること		
	市民協働環境部	環境モデル都市推進課	第2次環境モデル都市行動計画改訂計画に基づき、地域公共再生可能エネルギー事業を地域環境権条例の支援によって創出していきます。FITに依存しない、エネルギーの地産地消等新たな視点による地域経済の活性化と地域社会の課題解決を実現する仕組みづくり。地域における気候変動適応策について、具体的な検討に着手します。環境モデル都市の取り組みを地域内外、国内外に積極的に情報発信し、環境モデル都市の取り組みの水平展開を図ります。また、環境先進自治体や電力事業者とのネットワークを生かし、これらの先進的な取り組みやノウハウを、環境モデル都市推進のための新たな政策立案に反映させます。						
	対象:	市民・事業者							
	意図:	市民（地域団体）が、持続可能な地域づくりと温室効果ガスの削減のため、住民主体の再生可能エネルギー活用事業に取り組む							

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間	
部名	課名	2019年度取組							
146	もりのエネルギー利用推進事業	市内に賦存する木質バイオマス資源を最大限利用するために、新たな需要の創出、木質バイオマス資源の確保からエネルギー利用までの一貫した流通体制を構築していく必要があります。また、渋谷区との交流事業については、将来的な排出権取引も見据えて相互の交流事業にしていける必要があります。	飯田市環境基本条例	公共施設へレストーフ設置 木質バイオマス活用機器設置補助 渋谷区とのみどりの環交流の推進	地球温暖化対策の推進に関する法律 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 改訂第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画	活動における温室効果ガスの削減及び行政が行う対策 一次エネルギーの再生可能エネルギーへの転換 温室効果ガスの排出量の総量の削減			
157	環境モデル都市推進課 対象: 市民、事業者	地域内に賦存する木質バイオマス資源を活用し温室効果ガスの削減を図る	地球温暖化の抑制のため、環境モデル都市行動計画に基づき、公共施設や一般家庭での木質バイオマス機器導入を推進します。また、公共施設で温室効果ガスの削減と環境学習の一環として、引き続きレストーフの導入を行います。 渋谷区とのみどりの環交流を実施するとともに、排出権取引を見据えた渋谷区民との相互交流に関する検討に着手します。	飯田市第2次環境モデル都市行動計画 21いざ環境プラン第4次改訂 地球温暖化対策計画(国)	飯田市第2次環境モデル都市行動計画 21いざ環境プラン第4次改訂 地球温暖化対策計画(国)	温室効果ガスの排出量の総量の削減、木質バイオマス資源の地域内循環利用の推進、地域内経済循環の推進 社会の低炭素化の推進、再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進、自らの事務及び事業に関する措置			
147	新エネルギー推進リーディング事業	上村小沢川小水力発電事業は、平成29年度に地域環境権条例の認定を行ったことから、引き続き市も協定に基づき国や県へ許可協議等の側面支援するなど、地域と密に連携を取る必要があります。併せて、新たに再生可能エネルギーで持続可能な地域づくりに取組む場所と地域の検討も必要です。 リニア駅周辺整備に併せた低炭素街区の構築については、平成29年度のエネルギー自立可能性調査を基に今後の詳細設計などに調整が必要とされます。	飯田市環境基本条例	小沢川小水力発電の事業化支援 リニア駅周辺低炭素街区の構築	地球温暖化対策の推進に関する法律 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 いざ未来デザイン2028 21いざ環境プラン 第2次環境モデル都市行動計画	活動における温室効果ガスの削減 一次エネルギーの再生可能エネルギーへの転換 豊かな自然と調和し、低炭素な暮らしをおくる 社会の低炭素化の推進 市民主体の創エネ活動を支える「分権型エネルギー自治」からの持続可能な地域づくり			
158	環境モデル都市推進課 対象: 市民、事業者	市民、事業者が小水力発電事業を推進し、発電収益を活用した持続可能な地域づくりを実施します。また、リニア時代はさかい低炭素な社会づくりを推進します。	かみわら小水力が進める上村小沢川小水力発電事業を、地域環境権条例の協定を基に事業者と一緒に市も積極的に国や県の許可を取得のための協議を進めるとともに、建設工事の着工に向けた支援をしていきます。新たに再生可能エネルギーで持続可能な地域づくりに取組む場所と地域の研究・検討を進めます。エネルギー自立可能性調査を基に、リニア駅周辺低炭素街区を具現化するため、リニア駅周辺整備計画に必要な検討を引き続き行います。	飯田市環境基本条例	一般事務 ノーマイカー通勤の推進 EV車の活用及び普及 自転車市民共同利用の運用 BDF車の活用 庁用車の廃棄	使用済自動車の再資源化等に関する法律(第8条) リサイクル券の保管(自動車所有時)	引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)		
159	環境にやさしい交通社会形成事業 環境モデル都市推進課 対象: 市民、事業所、行政	低炭素な移動手段への転換を推進する取組として、自転車の活用及びノーマイカー通勤、公共交通の利用を推奨し、温室効果ガス排出量を削減する	自転車市民共同利用システムによる自転車の貸出しは、事業開始から9年が経過し、車両のメンテナンスにかかる期間及び修理費用の増加がみられます。今後、事業を安全かつ安定的に進めるためには、自転車の経年劣化に対応する維持管理体制と、定期的な車両の入れ替え及び部品交換等が必要となります。 電気自動車を公用車として活用し市民へのPRを図っていますが、低炭素車両への転換を推奨するための更なる取組が必要とされます。	飯田市環境基本条例	一般事務 ノーマイカー通勤の推進 EV車の活用及び普及 自転車市民共同利用の運用 BDF車の活用 庁用車の廃棄	使用済自動車の再資源化等に関する法律(第8条) リサイクル券の保管(自動車所有時)	引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)		
149	省エネルギー推進事業 環境モデル都市推進課 対象: 市民、事業者	省エネルギー推進事業 環境モデル都市推進課 対象: 市民、事業者	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)は、国のエネルギー基本計画において「2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現することを目指す」とされています。しかし、ZEHに対する認知度不足やコストが割高になるなどの課題もあり、今後の普及が不透明なことと併せ、リニア時代に向け、外部資本との融合に備え、地産産業の育成が早期に求められています。そのため、当地域にふさわしい省エネルギー住宅仕様の構築と流通の仕組みづくりの整備を行い、市内に省エネルギー住宅を普及する取組みが求められています。	都市の低炭素化の促進に関する法律(エコマチ法) 長野県地球温暖化防止条例 飯田市環境基本条例	省エネ住宅の研究・普及 21いざ環境プラン等の改訂に向けたエネルギー消費実態調査	地球温暖化対策の推進に関する法律 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 いざ未来デザイン2028 21いざ環境プラン 第2次環境モデル都市行動計画	活動における温室効果ガスの削減及び行政が行う対策 一次エネルギーの再生可能エネルギーへの転換 豊かな自然と調和し、低炭素な暮らしをおくる 社会の低炭素化の推進 「分権型エネルギー自治」を支える省エネルギーの推進とライフスタイルの低炭素化 建築物の省エネ性能の向上推進		
160	省エネルギー推進事業 環境モデル都市推進課 対象: 市民、事業者	地域の産業界を中心に、地域の気候風土を活かした省エネルギー住宅の飯田独自仕様の構築と流通を含めた仕組みづくりを行う。また、省エネルギー住宅改修への支援制度の構築を目指す。	市内建築物の省エネルギー性能を向上させる飯田市独自のガイドラインについて産官学で検討し、地域の気候風土にあった飯田版ZEH仕様に基づく省エネ建築物を普及させると併せて省エネ住宅改修への支援制度の研究を進めます。市内企業への省エネルギーの取組に繋がる意識啓発に取り組みます。温暖化防止と地域経済の活性化のため、市内の化石エネルギー依存から再生可能エネルギーの活用へ転換するため、エネルギー活用方針の策定を見据え、市内エネルギー消費実態の把握に努めます。	飯田市環境基本条例	省エネ住宅の研究・普及 21いざ環境プラン等の改訂に向けたエネルギー消費実態調査	地球温暖化対策の推進に関する法律 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 いざ未来デザイン2028 21いざ環境プラン 第2次環境モデル都市行動計画	活動における温室効果ガスの削減及び行政が行う対策 一次エネルギーの再生可能エネルギーへの転換 豊かな自然と調和し、低炭素な暮らしをおくる 社会の低炭素化の推進 「分権型エネルギー自治」を支える省エネルギーの推進とライフスタイルの低炭素化 建築物の省エネ性能の向上推進		
163	364 上下水道事業 上下水道局 対象: 上下水道局 意図: 飯田市の上下水道利用者が安心して水道水を利用できるよう、水道施設の整備をすすめる、適切に施設の維持・管理を行う。	水道事業は、全般的に専門技術、知識が必要とされる。職員の退職・人事異動により十分な指示ができなくなる恐れがあるため、後継のできる技術者を途切れることなく確保していく必要がある。 ★原水高濁時の浄水作業に細心の注意を図る。小学生の施設見学者に水道の大切さについて啓発を実施する。	水道法第2条 水道法第4条 水道法第5条	一般事務 建設発生土 建設廃棄物 軽油・ガソリンの使用 騒音・振動・排気ガスの発生 環境に配慮した設計精算、施工監督 水道管等の破損・脱脱 建設機械からの油類流出	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知			
164	365 簡易水道事業 上下水道局 対象: 簡易水道事業 意図: 飯田市の簡易水道利用者が安心して水道水を利用できるよう、水道施設の整備をすすめる、適切に施設の維持・管理を行う。	水道事業は、全般的に専門技術、知識が必要とされる。職員の退職・人事異動により十分な指示ができなくなる恐れがあるため、後継のできる技術者を途切れることなく確保していく必要がある。 ★迅速な漏水対応の実施により、市民生活の安定を図る。	水道法第2条 水道法第4条 水道法第5条	一般事務 建設発生土 建設廃棄物 軽油・ガソリンの使用 騒音・振動・排気ガスの発生 環境に配慮した設計精算、施工監督 水道管等の破損・脱脱 建設機械からの油類流出	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知			
165	368 下水道施設維持管理事業 上下水道局 対象: 下水道課 意図: 集合処理区域内(公共2処理区、特選2処理区、農集排9処理区、小規模2処理区)の住宅・事業所等の排水・個別処理区公衆衛生の向上と公共用水域の水質を保全する	下水道事業は、全般的に専門技術、知識が必要とされる。職員の退職・人事異動により十分な指示ができなくなる恐れがあるため、後継のできる技術者を途切れることなく確保していく必要がある。 ★迅速な漏水対応の実施により、市民生活の安定を図る。	下水道法・飯田市下水道条例・飯田市農業集落排水施設条例 下水道整備工事の実施 環境に配慮した設計及び現場管理 適正な設計確認及び完了 除外施設等の適正な管理の指導 水流入の促進 合併処理浄化槽設置整備	下水道法第5条 下水道法第9条第1・2項 下水道法第22条第1・2項	事業計画に位置付けた管路の点検 供用開始の公告縦覧 施設的设计、工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認 発注者の再資源化に要する費用の適正負担 分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化 県知事への届出(請負額500万円以上の工事) 自家発電施設の定期点検				

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識 2019年度取組	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
	369	下水処理施設維持管理事業	★処理施設が老朽化していく中で、維持管理業者との更なる連携を強化し、適正な維持管理に努めます。	下水道法、都市計画法	一般事務 施設・機器の整備	下水道法	下水処理施設からの処理水の水質検査(月2回)と放流水基準の遵守		
	166	上下水道局 対象: 下水処理施設	松尾浄化センター―他維持管理業務委託、農業集落排水処理施設管理業務委託における5か年の長期契約(4年目)を行い、経費削減を図り、適切な維持管理(運転管理、場内整備・点検検査、電気保安管理、水質・汚泥分析、薬品、重油等調達、施設修繕工事等)を行うことにより、生活環境の向上と河川の水質保全を図ります。	浄化槽法 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法	放流水の水質 産業廃棄物 一般廃棄物 薬品の管理 水質試験廃液 消化ガス発電 異常気象による施設の冠水	水質汚濁防止法 悪臭防止法 大気汚染防止法 毒物及び劇物取締法 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	下水処理施設からの処理水の水質検査と放流水基準の遵守 下水処理施設敷地境界線上の悪臭物質の測定及び結果の記録 ばい煙発生施設からの排出ガスの成分検査(年水質検査業の適正な保管 特定化学物質の排出量の把握と報告		
		意図: 下水処理場の適切な管理・放流水水質基準の遵守					登録肥料の品質の保全と管理(農業・栗生田処理場)		
	367	下水道ストックマネジメント事業	★平成27年度の下水道法改正により、下水道施設全体を対象としたストックマネジメント計画の策定が必要となりました。この事業は、維持・修繕及び改築に関する劣化状況の調査や、施設情報のデータベース化、施設不具合による被害規模、リスク評価等を行い、施設ごとの管理、整備目標を設定し、修繕・改築、施設整備を実施するものです。水を介しての快適生活の実現、公共事業の計画的な実施による事業者の経営安定や、強靱なライフラインの確保による安心な社会の実現を目指します。	下水道法、都市計画法、電気事業法	一般事務 工事の実施	下水道法第22条第1・2項	水質検査結果等の年1回の報告及び協議 施設の設計、工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認 発注者の再資源化に要する費用の適正負担		
	167	上下水道局 対象: 下水道施設全体(管路、処理場、マンホールポンプ場)	下水道ストックマネジメント計画(点検・調査等に基づく維持管理計画)を策定し、下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図る。	浄化槽法 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法	環境に配慮した設計及び現場管理 汚水の流出	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化 果知事への届出(請負額500万円以上の工事)		
	370	下水道長寿命化及び地震対策	★下水処理施設、管路施設は老朽化により機能低下が見られるため、改築・更新工事を主体とした整備が課題であり、第1次飯田市下水道事業経営計画と整合させながら、補助事業を取り入れ、施設の長寿命化に取り組むことが必要です。水を介しての快適生活の実現、公共事業の計画的な実施による事業者の経営安定や、強靱なライフラインの確保による安心な社会の実現を目指します。	下水道法、都市計画法、電気事業法	一般事務 長寿命化(地震)対策工事の実施	下水道法第22条第1・2項	施設の設計、工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認 発注者の再資源化に要する費用の適正負担		
	168	上下水道局 対象: 下水処理施設、管路施設	・公衆衛生の向上と公共用水域の水質を保全する ・下水道本管事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図る ・処理施設の長寿命化を図り、処理施設の長寿命化を図り、処理施設の長寿命化を図る。	浄化槽法 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法	環境に配慮した設計及び現場管理 汚水の流出	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	分解解体及び建設資材廃棄物の再資源化 果知事への届出(請負額500万円以上の工事)		
	159	勤労者福祉センター管理運営事業 産業経済部 対象: 産業振興課 飯田市勤労者福祉センター施設	長野県飯田勤労者福祉センターの利用促進を図る上で、駐車場の不足が課題となっています。また、老朽化が進む施設の現状把握のため、利用者アンケート調査等を実施し、より使いやすい施設として利用促進を図る必要があります。泡消火設備の不具合による有害部室の飛散や火災等による事故を防止し、施設の安全を確保することで、市民からの信頼性を高めていく必要があります。		一般事務 貸館業務 換気・排煙設備の点検 給水設備・排水設備の点検 泡消火設備の不具合 建物火災	消防法 消防法 消防法 消防法 消防法	防火管理者の選任 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年) 産業廃棄物管理表(マニフェスト)の管理状況 廃棄物保管場所の設置状況(分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止措置) 産業廃棄物保管場所の表示		
	172	意図: 施設の安定的な利用のための適切な管理	長野県から移管を受けた飯田市勤労者福祉センター施設の安定的な利用を促進するとともに、施設を適切に管理します。また、施設の長寿命化等を図るための改修に向け、改修内容の検討及び実施設計を行います。 ・受付業務、使用料の徴収及び日常管理業務 ・清掃業務、夜間警備、休日夜間管理など委託業務の管理業務 ・空調設備、消防設備等の施設保守管理業務 ・施設、設備の修繕 ・改修内容の検討、実施設計の実施		廃掃法 廃掃法 廃掃法 廃掃法 廃掃法 建築基準法 建築基準法 建築基準法 建築基準法 電気事業法	建築基準法 建築基準法 建築基準法 建築基準法 電気事業法	建築物の定期点検(1回/3年)の実施及び結果報告 エレベーターの保守点検等(点検1回/月、定期検査1回/年)の実施及び結果報告 排気・排煙・非常用照明設備、給水設備及び排水設備の定期点検(1回/年)の実施及び結果報告 防火扉、防火シャッターの定期点検(1回/年)の実施及び結果報告 電気保安点検(月1回/月、年1回/年)の実施		
	168	堆肥センター運営事業 産業経済部 対象: 農業課 家畜排せつ物、食べ物の残さ(生ごみ)、きのこ廃棄物	畜産農家の畜ふんを主原料、食べ物残さ(生ごみ)を発酵促進材、農家のきのこ廃棄地等を水分調整材とし、リサイクル堆肥を生産する飯田市堆肥センター(平成16年6月～本格稼働)は、環境モデル都市を掲げる本市の特長ある「食」と「農」の循環型社会づくりのモデル的な取組として、引き続き畜産家や生産団体と連携して運営していく必要があります。 堆肥センターの管理運営は、地元酪農家、JAみなみ信州、飯田市が出資する有限いだ有機に委託しており、同社は、生ごみやきのこ廃棄地等の処理料収入と生産された堆肥の販売を軸に経営しています。施設の稼働開始から13年以上が経過し、各所の更新及び修繕の必要があります。平成31年度は、著しい破損により作業効率の低下を招いている搬入路のアスファルト舗装について、鉄筋コンクリート舗装による敷き直しを実施します。畜産業及びきのこ産業が盛んな地域として、農家の経営継続に必要な家畜排せつ物及びきのこ廃棄地を原料とした堆肥の地域内での利用促進を図るための取組を実施します。		一般事務 環境保全型農業の推進	電気事業法 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律		
	172	畜産振興事業 産業経済部 対象: 畜産農家、畜産関係団体 意図: 畜産業の振興	飼育飼料の高止まり、素牛(子牛)の高騰、宅地化による周辺への環境影響等、畜産農家の経営は非常に厳しい状況が続いています。当地域は、良質な肉牛や豚を生産する畜産業が盛んな県内有数の産地であり、今後も産地として維持していくため、畜産農家を支援していく必要があります。 畜産業の経営を維持していくため、農家の畜産施設の改良及び修繕を支援するとともに、素牛導入に対する支援を行います。また、病気予防や防疫のためのワクチン接種に対する支援を行う。畜産農家の飼育技術向上のための情報交換と良質な畜産物の産地としての情報発信を目的に開催されるJAみなみ信州の畜産共進会を支援します。生産団体等と連携して当地域の畜産業の方向性を検討し、農家戸数及び飼養頭数の減少への対策となる取組を行います。		一般事務 家畜排せつ物の適正な処理	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	家畜排せつ物の適正な管理と処理及び利用の促進 堆肥等有機質資源の施用による農業生産を推進し、地域農業の健全な発展に寄与する		
	179	林業振興事業 産業経済部 対象: 林業関係者、従事者、林業関係団体財産区	森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷に伴う採算性の悪化や担い手不足等も相まって、森林を維持管理していくことが、厳しい状況です。しかし災害対策や地球温暖化対策など森林の管理は必要不可欠なため、引き続き林業や森林の保全などを行っていきます。森林管理認証を取得したり、ブランド化など、木材を搬出し利用拡大するための環境づくりが求められています。 ★森林管理認証森林を拡大することにより、森林も持つ多面的機能への理解を深め、適正な森林整備に繋がります。		一般事務 森林管理認証の取得 テレビの廃棄 冷蔵庫の廃棄 庁用車の廃棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の適正処置(産業廃棄物保管場所の表示)	廃棄物の適正処置(産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管)		
	190	意図: 林業の活性化財産区の運営が円滑に処理される	林業の関係機関と連携して林業振興を推進します。持続可能に管理された森林から、木材を調達できるようにするため、森林管理(FM)認証を取得した森林から搬出される木材の利用拡大を図ります。飯田市所有林の保全管理を行います。						
	199	林業施設管理運営事業 産業経済部 対象: 林務課 木エセンターどちらの木と林産物加工施設	飯田市の直営より休館扱いとなっているどちらの木と林産物の取扱いについて、上村まちづくり委員会の特別委員会、今後の施設の在り方が検討されています。公共施設マネジメントを進める観点から、施設の活用方策を明らかにする必要があります。		一般事務 廃棄物の発生 電気の消費 水の消費 地元産材利用による製品化 冷蔵庫の廃棄 建物火災 地震による建物倒壊	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物保管場所の表示	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管		
		意図: 施設の利活用を図り、木材利用を促進する	木エセンターどちらの木については、上村まちづくり委員会の意見等を踏まえ、施設の在り方を明らかにしていきます。また、林産物加工施設は、関係者等との協議を進め、本格稼働に向けた支援を行います。						

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識 2019年度取組	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
200	191	森林公園維持管理事業	高連交通網や交流人口の拡大など、時代の変化に対応した公園の在り方が求められます。今後は、観光と連携したグリーンツーリズムや森林空間を活かした地域振興につなげていく必要があります。		一般事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管		
	産業経済部	林務課	★森林公園を管理運営することにより森林に触れる機会が生まれ、森林整備への理解が深まります。		廃棄物の発生				
	対象:	野底山森林公園	公園の利用者のさらなる拡大のために、観光分野と連携した体験プログラムや公園をフィールドにしたイベントなどを行うことで、利用拡大を図ります。		電気消費	産業廃棄物の保管場所の表示			
	意図:	適切に維持管理を行い、利用の拡大を図る			水の消費				
210	199	観光施設管理事業	★建物の老朽化に伴う観光施設の修繕等が増えています。そのため、限られた予算の中で有効な施設整備を行うよう、地域や関係団体と連携をします。		公園内の森林緑地帯の維持管理				
	産業経済部	観光課	多くの観光客の利便性を高めるために、観光案内を行うとともに、観光施設の維持、保存に努めます。		建物火災				
	対象:	飯田市が所有する観光地、観光施設	観光施設を、有効に活用できるよう管理運営をします。		森林・緑地帯の火災				
	意図:	良好に維持管理することで観光地域が活性化するようにする	中央アルプスの登山者が自然環境の保護の自覚を持ちながら、安全に登山ができるように、登山道や遊歩道、摺古木や安平路山の避難小屋等を管理します。		地震による建物倒壊				
212	202	観光まつり振興事業	誘客につなげる発信方法が課題です。		遊歩道・登山道の整備	自然公園法	優れた自然の風景地の保護		
	産業経済部	観光課	市民による実行委員会を組織し、地域の振興を目的に企画されているまつりを支援し、観光誘客につなげます。さらに、市民一体となって参加できるまつりを支援することで、市民自らが飯田のまつりの魅力を外に発信してもらうきっかけとします。		登山道の車両の進入				
	対象:	観光まつりの参加者及び観光客	また、まつりが安全に開催できるよう、準備を進めます。		観光地美化整備				
	意図:	観光まつりを支援し、観光誘客につなげる			観光案内所の設置				
216	206	天龍峡まちづくり支援事業	天龍峡再生プログラムによる遊歩道、再生道路、広場等の整備、天龍峡温泉交流館のリニューアルオープン、そして案内人の案内による遊歩道散策等の様々な事業の推進が一定の成果を上げ、天龍峡を訪れる観光客数の増加につながっています。		観光案内所の設置				
	産業経済部	観光課	★今後、開通が予定される天龍峡大橋を含めた多様な拠点の連携により観光客数の増加につながります。		観光施設の維持管理				
	対象:	天龍峡の観光客	「天龍峡再生プログラム」に位置付けられた事業を実施し、天龍峡の再生・活性化を図ります。						
	意図:	地域交流人口の増加	「名勝天龍峡整備計画」による事業を実施し「名勝天龍峡」の適切な保存管理と活用を図ります。						
219	209	上村観光施設維持管理事業	上村・南信濃地区(遠山郷)観光関連施設は、飯田市公共施設マネジメント基本方針に基づく優先検討施設に位置付けられており、上村地区の観光施設について老朽化等の課題を分析し、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や管理運営の見直しなど、地域や関係団体と協働して今後の在り方を検討していく必要があります。		公園内の樹木等の毀損	自然公園法	優れた自然の風景地の保護		
	産業経済部	観光課	★建物の老朽化に伴う観光施設の修繕等が増えているため、限られた予算の中で有効な施設整備を行います。		公園内へのごみの不法投棄	文化財保護法	文化財の保護		
	対象:	上村地区内の観光関連施設	観光施設の長寿命化や観光客の満足度及び利便性の向上により誘客につながる改修工事を適切に実施します。		遊歩道の整備				
	意図:	施設の適切な管理運営	観光客の来訪にあり、地理的制約のある下果地区での受け入れについて、地域住民の生活環境の確保と観光客が安全に観光できる体制を維持管理します。		観光案内所の設置				
221	211	産業振興事業	リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通などによる高連交通網の整備を見据えながら、地域の産業振興を図るためには、地域一丸となり共同受注等による付加価値の高い受注の獲得や製品等の高付加価値化が必要です。また、三遠南信地域をはじめとする広域的な連携により、新規顧客開拓や共同研究開発等の支援が必要です。		施設維持管理	道路交通法	道路交通法を順守した交通整理の実施		
	産業経済部	工業課	産業振興と人材育成の拠点の運営について、(公財)南信州・飯田産業センターが適切に管理し、ネットワークを構築します。展示商談会の出張支援、会員情報交換会の開催、企業カドブックの作成やウェブサイトの活用による高付加価値な受注の獲得を目指します。食品産業技術支援アドバイザー等を配置し、食品産業の支援や農商工・医工連携を推進し、南信州ブランド力の向上を目指します。飯田市産業親善大使(小原ケンイチ氏、小沢あきこ氏)を活用し、飯田水引や半生菓子の認知度を向上させ、海外を含めたプロモーション活動を実施します。		下果への来訪者の案内、交通整理等				
	対象:	飯田下伊那地域の企業、地域内製造業者、農産物生産販売							
	意図:	地域産品の普及拡大と販路開拓支援、技術・経営力の向上付加価値の高い受発注の獲得とブランド力の向上							
225	215	産業振興と人材育成の拠点整備事業	拠点整備にあたっては、長野県や南信州広域連合等と十分な調整を行う必要があります。		一般事務	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄		
	産業経済部	工業課	エス・パードが次世代産業の育成や地場産業の高付加価値化などの一翼を担っていくためには、専門人材の確保や公的試験場としての機能強化が必要です。		環境に配慮した整備工事	自動車廃棄時の適正処理			
	対象:	旧飯田工業高校	外構工事を中心に拠点整備を進めます。また、施設周辺の道路環境が不十分であるため、南大島川に橋梁を架設し高森町側からの進入路を確保していく必要があります。2021年中の橋梁完成に向けて、地質調査や設計、河川協議等を進めます。						
	意図:	様々な知が集積する産業振興と人材育成の拠点として整備する							
226	216	産業用地整備事業	平成30年度は、継続的な自然環境調査の実施をはじめ、第1区画の造成工事着工に向け各種許認可手続き及び地権者との合意形成を進め工事に着手した。整備計画により早期分譲に向けて取り組む必要がある。		一般事務	環境影響評価法	自然環境調査の実施		
	産業経済部	工業課	整備計画地である三遠南信自動車道龍江インター周辺において、自然環境調査及び保全対策を実施し、早期分譲に向けて市道改良工事を実施します。		産業団地建設工事				
	対象:	新たな産業用地			自然環境調査の実施				
	意図:	企業誘致(企業の地方移転・研究開発型拠点の機能強化)や新規立地に向けた基盤整備							
227	217	産業団地管理事業	産業団地の維持・管理内容が経年とともに年々増加傾向にあり、立地企業で組織する各産業団地連絡会の作業も実施しているが、危険箇所や特殊作業を要する箇所が広範囲である他、産業用地として管理を行う箇所も増加しています。このため、近隣で実績のある業者へ業務委託を実施し、効率化を図り景観美化及び安全性の確保に向けて維持管理を定期的にを行うことが必要です。		一般事務	河川法	桐林専用排水管の水質検査結果を毎月報告		
	産業経済部	工業課			環境整備作業				
	対象:	市で整備した産業団地等	飯田市で整備した産業団地4カ所(番入寺インダストリアルパーク、一本平産業団地、桐林環境産業公園、経塚原産業団地)及び管理指定された産業用地等3カ所(城山産業用地、伊豆木工場適地、松尾新井産業用地)等の維持管理を行います。		桐林専用排水管による排水				
	意図:	適正に維持管理			調整池の決壊				
228	218	環境技術開発センター運営事業	産業創出を図るためには起業や研究開発に対して、事業化に向けた統合的なサポートや共同研究等の支援による環境づくりが必要です。		一般事務	浄化槽法	浄化槽の保守点検・清掃・水質の検査		
	産業経済部	工業課			廃棄物の発生	・自らの責任において適正に処理・廃棄物の再生利用等による減量化			
	対象:	起業、研究開発に取り組む者	施設管理及び運営を行うとともに、インキュベートマネージャーを配置することにより、製品開発から事業化まで統合的な支援を実施します。		環境配慮型製品の研究開発				
	意図:	起業や研究開発を支えるための事業化に向けたサポート及び施設の管理運営			環境美化・維持活動				
242	237	内水排除整備事業	わかりやすい操作マニュアル等を整備し訓練の継続が必要です。機材については、適切な点検、修繕、更新をしていく必要があります。		一般事務	特定家庭用機器再商品化法	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)		
	建設部	地域計画課	★訓練により体制を確立することで、災害時において適切な対応が取れるよう努めています。		機械の使用				
	対象:	松尾地区の水害が想定される	天竜川が増水した地域から天竜川へ流出する祝井沢川、金色洞川の水位を上回った場合、逆流を防ぐためにひ門が閉鎖されますが、河川の流出先がなくなるため、排水ポンプを操作し天竜川へ内水を排除します。平成12年度から排水ポンプ車を順次導入し、さらに職員、地元(竜水開発組合)、地元業者による内水排除体制を確立しています。災害時に適切な対応ができるよう、操作員の技量向上、機器の整備を行います。また、金色洞川に作業時の安全確保のため、転落防止柵等の設置を行います。						
	意図:	生命と財産を守る							

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識 2019年度取組	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
244	240 建設部 対象: 意図:	土地利用計画推進事業 地域計画課 飯田市全域 計画に基づく土地利用が行われる	リニア中央新幹線の開業に向けリニア駅周辺の土地利用・景観育成の検討が必要です。また、交流人口の拡大を目指す中にあるため、住む人、訪れる人の双方にとって魅力ある地域づくりに向けた、計画的な土地利用と景観・緑の保全・育成を進めています。 ★計画に基づく適正な土地利用が進み、地域の特性・個性を活かした景観・緑が育成されています。	国土利用計画法、都市計画法、景観法、都市緑地法、屋外広告物法 土地利用基本条例、土地利用調整条例、都市計画法施行条例、景観条例、緑の育成条例等	一般事務 適正な土地利用へ誘導 良好な景観及び緑の育成 開発と周辺の環境及び景観との調整	土地利用基本条例 景観条例、緑の育成条例 土地利用調整条例、景観条例、都市計画法施行条例、屋外広告物条例	市及び地区の土地利用に係る方針決定、当該方針に基づく土地利用 市及び地区の景観・緑に係る方針決定、当該方針に基づく景観・緑の育成 開発と周辺の環境及び景観との調整		
	246 建設部 対象: 意図:	建築指導事業 地域計画課 飯田市全域における建築物等 建築基準法に適合する建築物等が建築され、危険な建築物等が安全な状態に改善される。また、土砂災害の被害から住民の安全安心が確保できる。建築物の省エネ化が促進される	建築基準法等関係法令の規定による手続きが的確になされるように、各種相談や指導を行っています。 災害危険住宅対策事業については、地域の防災対策を推進するうえで重要な事業であり、継続的な市民や事業者への周知等が必要です。 ★優良な住宅等が建設されることにより、建設工事等における生活環境の汚染の減少が期待できます。また、省エネ建築物等の認定により、建設産業におけるCO2削減に努めています。 建築確認及び完了検査並びに建築確認に係る事前相談や指導、庁内調整事務等を行います。 また、土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域に存する危険住宅の移転に係る除却費用等の補助に関して、所有者との調整及び補助に関する事務及び危険なブロック塀の除却工事へ補助する事務を行います。 建築物の省エネ措置の義務化及びZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の一般化に向けて、飯田市ZEHモデル仕様を構築し、それを周知・普及を行う飯田市ZEHモデル推進協議会を運営します。	建築基準法、土砂災害防止法、長野県建築基準条例、建築物省エネ法	建築確認事務 位置指定道路の指定 建設リサイクル法による届け出受理 長期優良住宅の認定事務 低炭素住宅の認定事務 省エネ法による届け出受理 建築物省エネ法による認定事務 災害危険住宅移転事務	建築基準法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 長期優良住宅の普及に関する法律 都市の低炭素化の促進に関する法律 エネルギーの使用の合理化に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	対象建築物の確認事務 対象建築物の届出受理 対象住宅の認定事務 対象住宅の認定事務 対象建築物の届出受理 対象住宅の認定事務 対象住宅の移転事務に関する事務		
247	建設部 対象: 意図:	公営住宅整備事業 地域計画課 公営住宅 老朽化した公営住宅のストック解消、長寿命化を目的とした施設整備による安全安心な公営住宅	公営住宅は、真の住宅困窮者のための住宅であり、セーフティネットとしての役割を担う住宅として、将来的な需要を見据えた供給及び管理を含めた安全安心で適正な住宅整備を図る必要があります。 ★建設工事等における生活環境への影響(騒音、振動、大気等)が懸念されますが、低騒音・低振動の建設機械の使用等により生活環境の保全に努めています。 公営住宅等のストックは、耐用年限が過ぎて建物や設備の老朽化が著しいものがあり、改善、建替、用途廃止等を公営住宅長寿命化計画により計画しています。建物の長寿命化を目的とした外壁の塗装工事として北の原団地の1棟の改修工事を行います。	公営住宅法	一般事務 計画・設計、工事監理業務 解体・造成工事 建築工事 再生砕石の使用 省エネ機器の使用 排ガス対策、低騒音・低振動型建設機械の使用 工事排水等の環境汚染の発生抑制	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 長野県地球温暖化対策条例 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 景観法、景観条例	対象建設工事の通知 対象建設工事について環境エネルギー性能計画届出書の提出 対象建設工事について省エネ措置の届出の提出 行為の通知及び景観育成基準への適合		
	250 建設部 対象: 意図:	土地改良事業 土木課 農業従事者、農村居住者 農作業の効率化と農地を保全する、農業施設の改修及び補修	高度成長期に整備した農業用施設の老朽化が進み、農作業に支障をきたすとともに、農住混在化が進んだことにより防災面での住民要望も多くなっています。施設の改修及び補修により社会基盤の強化と持続的な営農活動につなげ、国土保全のための役割を果たしていきます。 地域から多く要望が寄せられている、老朽化が進んだ農道・用排水施設を順次補修や更新整備を進めます。	市営土地改良事業等の経費の賦課徴収に関する条例 飯田市農地保全型簡易基盤整備事業補助金交付要綱	一般事務 公共工事の実施 環境配慮設計の実施 環境配慮工事の実施 工事現場での事故発生 工事現場での事故防止	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知		
251	建設部 対象: 意図:	社会基盤維持管理事業 土木課 飯田市が管理する道路、河川、水路 道路、河川、水路の維持管理	高度成長期に整備された多くの道路・河川・水路等の施設構造物において、老朽化による経年劣化及び損傷箇所が年々増加しています。緊急性の高い箇所から修繕・補修を行うことで、すべての対応ができていないため施設の劣化及び損傷が進行しています。また、舗装補修についても、舗装の供用性能を一定水準に保つためには、ある程度まとまった規模の補修が必要です。 老朽化などにより傷んだ道路・橋梁・河川・排水路を早期に発見・補修すると共に、付属施設の維持管理を計画的に行っていくことで、効率的、経済的に社会基盤の強化を図ります。 また、沿道の支障木や街路樹の管理、冬の除融雪などを適期に行うことで、安全な交通の確保を図ります。	建設リサイクル法 環境配慮設計の実施 環境配慮工事の実施 現場での事故発生 現場での事故防止 施設の老朽化 補修工事の実施 融雪剤の使用	一般事務 公共工事の実施 環境配慮設計の実施 環境配慮工事の実施 現場での事故発生 現場での事故防止	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知		
	252 建設部 対象: 意図:	防災・安全対策事業 土木課 市道、河川、排水路 道路、河川、排水路の整備により社会基盤を強化する	災害時に市道(橋、緊急輸送路や避難路として利用されますが、未整備区間が存在し、計画的な整備が必要です。 橋りょうなどの道路構造物についても、定期点検を進め、計画的に長寿命化を図るとともに、耐震整備も必要です。 道路や河川の危険箇所についても点検を行い、危険度の高い箇所から順次整備が必要です。また、近年増加している集中豪雨などによる被害に対しても、順次改修要望に対応していく必要があります。 防災・安全対策が必要な道路整備、通学路安全点検に基づく危険箇所の整備を進めます。道路施設の定期点検を進めるとともに、橋りょうの長寿命化及び耐震整備を進めます。道路、河川の危険箇所の整備や排水路の整備を進めます。	河川法 道路法	一般事務 公共工事の実施 環境配慮設計の実施 環境配慮工事の実施 現場での事故発生 現場での事故防止	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知		
253	232 建設部 対象: 意図:	道路ネットワーク整備事業 土木課 幹線及び一般市道 幹線及び一般市道の整備により、社会基盤を強化	飯田市の道路ネットワークは、国県道を骨格として、それらを結ぶ市道で構成されています。特に市道は市民生活に密着した生活道路として利用されていますが、幅員の狭い箇所や線形や勾配の危険な箇所が存在し、通行車両や歩行者の安全確保について多くの改良要望が寄せられています。また、リニア時代に向けて、リニア中央新幹線や3遠南信自動車道の整備整備を広く市内で享受するため、計画的な整備を行うことにより、安全で効率的な道路ネットワークを構築します。 拡幅等が必要な路線は、地元との調整を図りながら路線の優先順位付けを行い、集中的に事業を執行することで早期に効果が発現できるよう、計画的な道路整備を進めます。	道路法	一般事務 公共工事の実施 環境配慮設計の実施 環境配慮工事の実施 工事現場での事故発生 工事現場での事故防止	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知		
	241 建設部 対象: 意図:	公園整備事業 土木課 市民・公園 誰もが安全・安心で快適に利用できる公園にするための施設改修及び修繕、中心市街地の活性化と賑わい創出につながる公園の再整備と施設の改修	飯田市の公園は開設年度が古い公園が多く、施設の老朽化が進んでいます。そのため、施設の更新・修繕が必要な箇所が増えています。また、多くの公園が災害時の避難地として指定されており、安全に避難できる様、施設の更新・修繕が必要です。 ・公園施設長寿命化計画に基づく、施設の更新及び修繕を実施します。 ・定期点検、日常点検による施設の異常箇所の改修及び修繕を実施します。 ・地元主体の手作り広場設置に要する補助金の交付を行います。	都市公園法 飯田市都市公園条例 飯田市手作り広場設置事業補助金交付要綱	一般事務 公共工事の実施 環境配慮設計の実施 工事現場での事故発生 工事現場での事故防止	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知		
256	243 建設部 対象: 意図:	飯田子ども森管理運営事業 土木課 市民・公園 様々な体験活動の場を児童に提供し、健やかな成長に資するとともに、安全・安心して公園を利用できるための管理運営。	体験活動事業の充実により、入園者数は増加していますが、木材を使用した施設が多いことから老朽化の進行が進んでいます。公園利用者が安全・安心して施設を利用できるよう、計画的な改修・修繕を図っていく必要があります。 ・遊具の点検、園地の清掃、草刈り、除草、植栽の整備を行います。 ・各種体験活動事業を実施します。 ・老朽化した施設の改修及び修繕を実施します。	飯田市公の施設の指定管理者の指定の継続等に関する条例 都市公園法・飯田市都市公園条例 平成記念飯田子ども森公園条例	一般事務 動物の飼育 自然環境教育 電気・水の消費 建物の火災・倒壊・停電 汚物の流出・石油類の流出 展示動物の保護 感染症の発生	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うにしなければならない。	廃棄物の適正処置		
	244 建設部 対象: 意図:	飯田動物園管理運営事業 土木課 市民・来園者 動物園を憩いの場として、安全・安心して利用してもらい、入園者の増加を中心市街地の活性化につなげ、賑わいを回復する。	老朽化している施設が目立ち、来場者の観覧に支障を来しています。各種イベントを中心市街地の活性化に寄与できるよう、地元商店街等との連携を密に行うと共に、りんご並木や中央公園への回遊性を高めるようPRしていきます。 ・施設の点検、清掃を実施し、入園者が安全・安心して観覧ができるよう環境整備を行います。 ・各種、動物の生態や習性などの教育普及事業を実施します。	飯田市公の施設の指定管理者の指定の継続等に関する条例 都市公園法・飯田市都市公園条例 飯田市立動物園条例	一般事務 動物の飼育 体験教育 電気・水の消費 建物の火災・倒壊・停電 汚物等の流出・石油類の流出 展示動物の保護 感染症の発生	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うにしなければならない。	廃棄物の適正処置		

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No.	事務事業名	課題認識	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
	部名	課名	2019年度取組						
258	332	災害復旧事業	多くの道路、河川、水路、公園、農業施設等では老朽化による経年劣化及び損傷箇所が増加しています。道路・水路については、災害を未然に防ぐため緊急性の高い箇所から改修・修繕・補修等を行っています。すべての対応ができていないため、異常な天然現象における災害リスクの解消ができていない状況です。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	一般事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	対象工事の通知		
	対象:	飯田市が管理する道路、河川、水路、公園、農業施設及び個人道路、河川、水路、公園、農業施設、農地の災害復旧	異常な天然現象（時間雨量20mmを超える降雨量若しくは24時間雨量で80mmを超える降雨量等）により生じた災害の発生時は、速やかに現地調査、被災状況の把握を行い、早期に復旧工事を行います。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	環境配慮設計の実施 環境配慮工事の実施 現場での事故発生 現場での事故防止				
	意図:			道路法 河川法	一般事務 公共工事の実施 公共工事における環境配慮設計及び実施 現場での事故防止 図書電子化	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地について、教育委員会と調整・協議		
	建設部	国土開連事業課	三遠南信自動車道飯倉道路2工区及び羽場大瀬木線の供用開始が間近となり、これらに起因する飯田市が施工する関連工事も含わせて完了させる必要があります。						
260	231	国土開連事業課	三遠南信自動車道飯倉道路2工区の供用開始に向け、天龍峡大橋架歩廊の完成と、尾林ノ倉緑の用地買収・物件補償を完了し工事を実施します。また、能江ICへの案内看板の設置、アクセス道路となる船渡高森線の舗装を実施します。羽場大瀬木線工事に伴う水路の布設替を実施します。その他、国及び県事業に関連した地元要望の道路・河川等の整備を実施します。	道路法 河川法	一般事務 公共工事の実施 公共工事における環境配慮設計及び実施 現場での事故防止 図書電子化	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地について、教育委員会と調整・協議		
	対象:	三遠南信地域及び近隣町村など広域的な人・物	三遠南信自動車道飯倉道路2工区の供用開始に向け、天龍峡大橋架歩廊の完成と、尾林ノ倉緑の用地買収・物件補償を完了し工事を実施します。また、能江ICへの案内看板の設置、アクセス道路となる船渡高森線の舗装を実施します。羽場大瀬木線工事に伴う水路の布設替を実施します。その他、国及び県事業に関連した地元要望の道路・河川等の整備を実施します。						
	意図:	ストック効果を上げるための交通網の整備	2027年開業予定のリニア長野県駅へのアクセス道路整備として、飯田市では座光寺PAへSICの設置、長野県において、国道153号、座光寺上郷道路、県道市橋桜町線の改良事業が本年度より、本格的に動きだしており、関連する市道も含め、事業進捗を図る必要があります。	道路法	一般事務 公共工事の実施 公共工事における環境配慮設計及び実施 現場での事故防止 図書電子化	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地について、教育委員会と調整・協議		
	建設部	国土開連事業課	座光寺スマートIC事業で地権者と交渉を行い、用地取得を完了させ、埋蔵文化財調査を実施し、地元説明及び関係機関との調整を行い工事着手します。						
261	233	国土開連事業課	長野県事業に「関係する取付市道等について、計画及び用地協議を実施します。」	介護保険法	一般事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管（分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭防止措置）		
	対象:	リニア長野県駅へアクセス道路	施設の健全経営を推進するために利用者の安定的確保並びに老健施設の役割として求められている在宅復帰・在宅療養支援機能の充実を主眼に事業を実施しました。利用者確保の点では、入所は季節的な変動はあるものの前年度並みを確保、通所は年間をとおし増加傾向にあります。老健機能の充実化の点では、継続的な取組の成果として年度途中に在宅強化型老健への移行を果たすことができ、その結果サービス収入の安定確保にも繋がりました。	飯田市立病院介護老人保健施設条例	施設管理 地域食料による食事の提供	廃棄物（感染性含む）の廃棄物の処理及び清掃に関する法律	簡易点検、漏えい時の修理、点検・修理・充填・回収の履歴記録と保存		
	意図:	リニア長野県駅へのアクセス機能の向上	今後利用者数の安定確保並びに在宅復帰・在宅療養支援機能を更に強化できるよう事業を実施してまいります。			フロンの漏えい	消防法	消防設備の点検及び結果の報告	
	市立病院事務	市立病院介護老人保健施設	・入所及び短期入所におけるベッド利用率を年間を通じて、95%を目標とします。 ・通所の利用者拡大により、1日あたりの利用者数を27人以上を目標とします。 ・認知症力つるの充実を図るため、地域との連携及び協力をより一層推進し、地域の認知症の方やご家族が気軽に立ち寄ることのできる場を引き続き提供します。						
264	359	市立病院介護老人保健施設運営事業	施設が健全経営を推進するために利用者の安定的確保並びに老健施設の役割として求められている在宅復帰・在宅療養支援機能の充実を主眼に事業を実施しました。利用者確保の点では、入所は季節的な変動はあるものの前年度並みを確保、通所は年間をとおし増加傾向にあります。老健機能の充実化の点では、継続的な取組の成果として年度途中に在宅強化型老健への移行を果たすことができ、その結果サービス収入の安定確保にも繋がりました。	介護保険法	一般事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管（分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭防止措置）		
	対象:	市立病院介護老人保健施設	今後利用者数の安定確保並びに在宅復帰・在宅療養支援機能を更に強化できるよう事業を実施してまいります。	飯田市立病院介護老人保健施設条例	施設管理 地域食料による食事の提供	フロンの漏えい	消防法	消防設備の点検及び結果の報告	
	意図:	入所、短期入所及び通所等の利用者	・入所及び短期入所におけるベッド利用率を年間を通じて、95%を目標とします。 ・通所の利用者拡大により、1日あたりの利用者数を27人以上を目標とします。 ・認知症力つるの充実を図るため、地域との連携及び協力をより一層推進し、地域の認知症の方やご家族が気軽に立ち寄ることのできる場を引き続き提供します。						
	市立病院事務	市立病院介護老人保健施設	・入所及び短期入所におけるベッド利用率を年間を通じて、95%を目標とします。 ・通所の利用者拡大により、1日あたりの利用者数を27人以上を目標とします。 ・認知症力つるの充実を図るため、地域との連携及び協力をより一層推進し、地域の認知症の方やご家族が気軽に立ち寄ることのできる場を引き続き提供します。						
265	7	広報広聴事業	情報が市民にわかりやすく伝わるよう、広報いいたでははじめ各種媒体で発信する内容を工夫するとともに、マスコミを通じた積極的な情報提供、公式ウェブサイトでの適切な管理、SNSを活用した情報発信等により、一層の情報浸透を図る必要があります。また、やまいか提言等の市政への意見等に迅速に回答するとともに、こうした意見等を市政へ反映できるように努めます。★日常的な環境改善の意識高揚が図れるよう、市報毎号に環境情報を提供します。また、提供内容を記録することで成果とします。		市民意識の高揚	日常的環境改善運動が高揚するよう市民等に関連情報を提供する	広報いいたの発行において、環境関連の記事を毎号必ず掲載するよう努める		
	市長公室	秘書広報課							
	対象:	全市民	広報いいたの1日号を年間12回、15日号は10回発行します。広報いいたの特集記事を題材にケーブルテレビの企画番組「テレビ広報」を年間10回制作し、放送します。コミュニティFMでは、企画番組「かざこし歳時記」で各課や、学校、保育園、関係団体が登場する番組を制作し、月曜から木曜まで一日2番組放送します。ケーブル回線を用いた音声告知放送では、市からのお知らせを一日4回放送します。市政への関心や生活実態を把握してまちづくりに活かせるよう、意識調査を行い結果を公表するとともに、やまいか提言をはじめとする市政への意見には迅速に対応します。マスコミを通じた情報提供を積極的に行うよう、記者会見を毎月実施します。						
	意図:	市政に関する情報をわかりやすく提供するとともに、必要な行政情報が十分に入手できると感じる市民の割合が増えるように努めます。	広報いいたの1日号を年間12回、15日号は10回発行します。広報いいたの特集記事を題材にケーブルテレビの企画番組「テレビ広報」を年間10回制作し、放送します。コミュニティFMでは、企画番組「かざこし歳時記」で各課や、学校、保育園、関係団体が登場する番組を制作し、月曜から木曜まで一日2番組放送します。ケーブル回線を用いた音声告知放送では、市からのお知らせを一日4回放送します。市政への関心や生活実態を把握してまちづくりに活かせるよう、意識調査を行い結果を公表するとともに、やまいか提言をはじめとする市政への意見には迅速に対応します。マスコミを通じた情報提供を積極的に行うよう、記者会見を毎月実施します。						
275	251	非常備消防事業	団員の安全装備品の充実を図り、活動に支障をきたさないよう、安全で魅力ある消防団を目指します。 ★消防団に期待される活動が多様化している一方で、団員不足等では深刻な課題であり、活動内容の見直し等消防団の自助努力以外にも、団員の権利厚生の上などが求められています。	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	一般事務 消防団員確保イベント広報	局地化集中化激甚化する気象変動に起因する各種事象への危機管理対応	社会保険費の構成比増大による投資的経費の減少と限られた人員態勢での施策展開		
	危機管理室	危機管理室	・第11次消防力（消防団）計画の4年目に当たり、継続して消防団員の安全装備品の整備を行います。 ・消防団における日常的な災害対応はもとより、期待される活動を具現化するため、安全装備品の充実を図ります。 ・消防団員の災害・訓練活動運営経費、研修費用及び消防団等公務災害補償等共済への加入など、消防団活動の安定的な運用を図ります。 ・各地区の消防団詰所の維持管理を適正に行います。	消防団員の装備の基準	活動資機材の購入 消防団活動支援				
	対象:	消防団員	・第11次消防力（消防団）計画の4年目に当たり、継続して消防団員の安全装備品の整備を行います。 ・消防団における日常的な災害対応はもとより、期待される活動を具現化するため、安全装備品の充実を図ります。 ・消防団員の災害・訓練活動運営経費、研修費用及び消防団等公務災害補償等共済への加入など、消防団活動の安定的な運用を図ります。 ・各地区の消防団詰所の維持管理を適正に行います。						
	意図:	消防団員の安全装備品の充実を行う	・第11次消防力（消防団）計画の4年目に当たり、継続して消防団員の安全装備品の整備を行います。 ・消防団における日常的な災害対応はもとより、期待される活動を具現化するため、安全装備品の充実を図ります。 ・消防団員の災害・訓練活動運営経費、研修費用及び消防団等公務災害補償等共済への加入など、消防団活動の安定的な運用を図ります。 ・各地区の消防団詰所の維持管理を適正に行います。						
279	255	防災対策推進事業	★防災情報発信の要となる防災行政無線の整備、被災者支援システムの構築などが早急に対応すべき課題となっているほか、防災資機材や備蓄品の充実及び維持・更新を計画的に行っていくことが必要となっています。 自主防災組織による防災資機材の整備についても、地区防災計画に基づく着実な整備が求められています。 住宅の耐震化に関しては、より効果的な補助制度構築が強く求められています。 ★各種訓練や講習会を通じて、市民の防災意識の向上を図っていく必要があります。 ・防災行政無線のデジタル化整備を計画的に進めます。 ・被災者生活再建支援システムを導入し、平時には近隣町村と訓練等で活用するほか、災害時には迅速な被害家屋調査の実施と被災証明書の交付を行います。 ・防災備蓄資機材の更新等を計画的に進めるとともに、自主防災組織による防災資機材の購入等に対する補助金交付を継続的に実施します。 ・住宅の耐震化を進めるため、補助金を継続するほか、柔軟な補助制度構築に向けた関係機関への働きかけを強化します。	災害対策基本法、災害救助法 水防法、土砂災害防止法	一般事務 防災訓練 自主防災会による防災資機材購入 防災備蓄資機材の購入 住宅等の耐震改修等	局地化集中化激甚化する気象変動に起因する各種事象への危機管理対応	多様な複雑化傾向にある様々な危機管理事案への対応		
	危機管理室	危機管理室	・第11次消防力（消防団）計画の4年目に当たり、継続して消防団員の安全装備品の整備を行います。 ・消防団における日常的な災害対応はもとより、期待される活動を具現化するため、安全装備品の充実を図ります。 ・消防団員の災害・訓練活動運営経費、研修費用及び消防団等公務災害補償等共済への加入など、消防団活動の安定的な運用を図ります。 ・各地区の消防団詰所の維持管理を適正に行います。						
	対象:	市民の生命と財産	・第11次消防力（消防団）計画の4年目に当たり、継続して消防団員の安全装備品の整備を行います。 ・消防団における日常的な災害対応はもとより、期待される活動を具現化するため、安全装備品の充実を図ります。 ・消防団員の災害・訓練活動運営経費、研修費用及び消防団等公務災害補償等共済への加入など、消防団活動の安定的な運用を図ります。 ・各地区の消防団詰所の維持管理を適正に行います。						
	意図:	自然災害や危機事案による死者ゼロを目指す	・第11次消防力（消防団）計画の4年目に当たり、継続して消防団員の安全装備品の整備を行います。 ・消防団における日常的な災害対応はもとより、期待される活動を具現化するため、安全装備品の充実を図ります。 ・消防団員の災害・訓練活動運営経費、研修費用及び消防団等公務災害補償等共済への加入など、消防団活動の安定的な運用を図ります。 ・各地区の消防団詰所の維持管理を適正に行います。						
281	44	会計事務	会計事務においては、法令等を遵守した正確、迅速な会計事務の継続に基づく良質な行政サービス提供が求められています。そのために事務担当者だけでなく、全職員が予算編成から予算執行を経て監査までの一貫した財務知識の向上を目指してまいります。資金については、マイナス金利等の金融情勢を注視し、歳計現金及び基金の安全確実な運用を引き続き行います。	地方自治法（第168条、170条、第232条の4、第232条の6、第233条）、地方自治法施行令、飯田市財務規則 等	一般事務 口座振込通知のメール化 グリーン購入の推進 現金払の適正化、口座払の推進	特定家庭用機器商品化法	電気冷蔵庫廃棄時の適正処理、廃棄時における家電リサイクル券排出者控受けの受領・保管（1年）		
	会計管理室	会計課	会計事務においては、法令等を遵守した正確、迅速な会計事務の継続に基づく良質な行政サービス提供が求められています。そのために事務担当者だけでなく、全職員が予算編成から予算執行を経て監査までの一貫した財務知識の向上を目指してまいります。資金については、マイナス金利等の金融情勢を注視し、歳計現金及び基金の安全確実な運用を引き続き行います。						
	対象:	市民及び債権者・債務者である	会計事務においては、法令等を遵守した正確、迅速な会計事務の継続に基づく良質な行政サービス提供が求められています。そのために事務担当者だけでなく、全職員が予算編成から予算執行を経て監査までの一貫した財務知識の向上を目指してまいります。資金については、マイナス金利等の金融情勢を注視し、歳計現金及び基金の安全確実な運用を引き続き行います。						
	意図:	市の行政活動に伴って発生した債権債務を正確迅速に事務処理し、予算執行結果を決算書として調製	会計事務の適正な執行を確保するため、年2回（7月、2月）の会計事務担当者研修会の開催及び会計事務3S強化月間（9月）を実施します。それに合わせ、返戻戻戻調査を実施し結果を公表することにより全庁的な問題意識を醸成し、法令等の遵守、適正な事務処理の重要性を発信します。誤りの多い事由についての解説をきめ細やかに行います。また、財務事務は全職員に関わるものであることから、財政課と連携を図り庁内会議を発足する中で、職員全体の財務知識の底上げ、事務改善及び人材育成に取り組めます。その他階層別等の研修会の実施及び参加をし、正確で効率的な事務処理に努めます。資金については、有利で安全かつ効率的な運用を公金等管理委員会において検討し、「基金管理方針」にそって基金の一括運用を実施します。						
311	330	学校給食運営事業	・食中毒等の大きな事故が発生することなく、給食提供ができています。 ・JA、全農を通じて地元産の米・野菜を給食食材として提供してもらう等、地産地消や食育に取り組んでいます。 ・平成27年度から稼働開始した竜峡共同調理場も、安定稼働しており、日々創意工夫が実践されています。 ★業務用冷凍機からフロンが漏出するリスクがあります。★食材から放射性物質が検出されるリスクがあります。 ★学校給食での地産地消の取り組みにより農村環境の維持、食物輸送による環境負荷の軽減に資することができます。 安全安心な学校給食提供と、調理場の安定した運営のため、以下の事業を行います。 ・調理業務の委託（丸山、矢高）、及び調理補助者の雇用・調理場の安全、衛生管理の徹底 ・栄養士、調理員の健康管理・栄養士、調理員の研修・地産地消、食育の推進	学校給食法	一般事務	業務用冷凍空調機の適正管理及び点検 学校給食における地産地消事業 給食食材の放射性物質検査	各調理場の冷凍空調機の簡易点検を、四半期に1回以上実施 各調理施設の給食用食材の放射性物質検査を隔月に1回実施		
	教育委員会	学校教育課	・食中毒等の大きな事故が発生することなく、給食提供ができています。 ・JA、全農を通じて地元産の米・野菜を給食食材として提供してもらう等、地産地消や食育に取り組んでいます。 ・平成27年度から稼働開始した竜峡共同調理場も、安定稼働しており、日々創意工夫が実践されています。 ★業務用冷凍機からフロンが漏出するリスクがあります。★食材から放射性物質が検出されるリスクがあります。 ★学校給食での地産地消の取り組みにより農村環境の維持、食物輸送による環境負荷の軽減に資することができます。 安全安心な学校給食提供と、調理場の安定した運営のため、以下の事業を行います。 ・調理業務の委託（丸山、矢高）、及び調理補助者の雇用・調理場の安全、衛生管理の徹底 ・栄養士、調理員の健康管理・栄養士、調理員の研修・地産地消、食育の推進						
	対象:	調理場、児童・生徒	・食中毒等の大きな事故が発生することなく、給食提供ができています。 ・JA、全農を通じて地元産の米・野菜を給食食材として提供してもらう等、地産地消や食育に取り組んでいます。 ・平成27年度から稼働開始した竜峡共同調理場も、安定稼働しており、日々創意工夫が実践されています。 ★業務用冷凍機からフロンが漏出するリスクがあります。★食材から放射性物質が検出されるリスクがあります。 ★学校給食での地産地消の取り組みにより農村環境の維持、食物輸送による環境負荷の軽減に資することができます。 安全安心な学校給食提供と、調理場の安定した運営のため、以下の事業を行います。 ・調理業務の委託（丸山、矢高）、及び調理補助者の雇用・調理場の安全、衛生管理の徹底 ・栄養士、調理員の健康管理・栄養士、調理員の研修・地産地消、食育の推進						
	意図:	安全・安心な学校給食を提供する。児童・生徒が学校給食を楽しむに、健康で楽しい学校生活を送ることができる。	・食中毒等の大きな事故が発生することなく、給食提供ができています。 ・JA、全農を通じて地元産の米・野菜を給食食材として提供してもらう等、地産地消や食育に取り組んでいます。 ・平成27年度から稼働開始した竜峡共同調理場も、安定稼働しており、日々創意工夫が実践されています。 ★業務用冷凍機からフロンが漏出するリスクがあります。★食材から放射性物質が検出されるリスクがあります。 ★学校給食での地産地消の取り組みにより農村環境の維持、食物輸送による環境負荷の軽減に資することができます。 安全安心な学校給食提供と、調理場の安定した運営のため、以下の事業を行います。 ・調理業務の委託（丸山、矢高）、及び調理補助者の雇用・調理場の安全、衛生管理の徹底 ・栄養士、調理員の健康管理・栄養士、調理員の研修・地産地消、食育の推進						

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識 2019年度取組	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
317	288 教育委員会 対象: 意図:	文化財保護事業 生涯学習・スポーツ課 指定文化財、文化財関連施設、地域資産(地域にある自然・文化・歴史)、遠山の霜月祭(上村・南信濃) 指定文化財及び文化財関連施設の適切な保存・維持管理、地域資産の価値の顕在化及び文化財指定、遠山の霜月祭の技術の継承・向上と後継者育成への補助を行います。	★北田遺跡公園は、公共施設マネージメントの取組で、今後のあり方について検討が必要です。 ★緊急に保護すべき、または重点的に活用すべき文化財を明らかにし、計画的な文化財指定が必要です。 ★人口の減少と高齢化、生活様式の変化等により、伝統的な祭りなどの行事の実施や後継者の育成が困難な集落が増えています。地域の祭事であることを踏まえ、地域による後継者育成や祭事に使用する道具の更新等も財政面から支援します。 *文化財関連施設の適切な維持管理に努めます。 旧小笠原家書院・小笠原資料館、考古資料館、旧座光寺麻績学校、北田遺跡公園、上郷歴史民俗資料館 *指定文化財の保存と活用を進めます。 文化財ハロー、公式サイトでの情報発信等 *文化財候補物件の調査及び指定を進めます。 指定候補物件の調査、文化財審議委員会への諮問、飯田市での指定、長野県・文化庁へ上位指定申請 *文化財保護事業補助金の交付をします。 *「遠山の霜月祭」への補助を行います。	文化財保護法・長野県文化財保護条例 飯田市文化財保護条例・施行規則・飯田市文化財保護事業補助金交付要綱 文化財関連施設の設置条例及び規則	文化財関連施設の老朽化 文化財指定 指定文化財の維持 廃棄物置き場の管理 施設利用者への環境意識啓発	文化財保護法・長野県文化財保護条例・飯田市文化財保護条例 文化財保護法・長野県文化財保護条例・飯田市文化財保護条例	文化財指定 指定文化財の保存継承		
319	290 教育委員会 対象: 意図:	埋蔵文化財調査事業 生涯学習・スポーツ課 埋蔵文化財包蔵地 国・県・市・個人及び民間事業者の土木工事等において、十分な保護措置を講じます。	・調査にあたっては、現地見学会の開催等により、埋蔵文化財包蔵地の存在と価値を周知する必要があります。 ・蓄積された埋蔵文化財情報を基に、遺跡分布範囲の見直しを進める必要があります。 ★重機作業の騒音や、発掘現場からの土砂の飛散や流出防止に対する配慮が必要です。 ・個人住宅の建設、民間開発に伴う発掘調査や調査後の報告書作成を行い、遺跡を記録保存します。 ・国・県・市の公共事業等に伴う発掘調査や調査後の報告書作成を行い、遺跡を記録保存します。(阿高遺跡・安宅遺跡・前の原遺跡・座光寺原遺跡・大休遺跡・西浦遺跡・切石遺跡・市内遺跡)	文化財保護法 飯田市埋蔵文化財事前調査取扱要綱	重機・発掘機等の使用 発掘調査現場からの土砂流出 発掘調査現場の法面崩落	騒音規制法 振動規制法	規制基準の遵守(敷地境界線) 第1種区域50㍥ 第2種区域60㍥ 第3種区域65㍥ 第4種区域70㍥以下 規制基準の遵守(敷地境界線) 第1種区域65㍥ 第2種区域70㍥以下 掘削深度に応じた法面角度、大走りの設置		
321	292 教育委員会 対象: 意図:	恒川遺跡群保存活用事業 生涯学習・スポーツ課 国史跡指定地を含む恒川遺跡群 恒川遺跡群の実態解明に向け、調査・研究を進めるとともに、史跡指定地の公有地化の促進及び整備基本計画に基づく整備を実施し、適切に活用します。	史跡恒川官衙遺跡整備基本計画に基づき、基本設計・実施設計を行い、順次整備工事に着手します。また、史跡整備に必要な情報を得るための保存目的調査や指定地の公有地化を計画的に進める必要があります。 ★重機作業の騒音や、発掘現場からの土砂の飛散や流出防止に対する配慮が必要です。 ・史跡指定地の公有地化を進めます。 ・調査計画に基づく保存目的調査を実施し、整備のための必要データの集積を図ります。 ・個人住宅及び民間開発に伴う確認調査を実施します。 ・公有地化された指定地の整地及び除草管理を行います。 ・清水エリアの実施設計を行います。 ・清水エリアの整備工事に一部着手します。 ・正倉院北側エリアの基本設計・実施設計を行います。 ・設計及び現地調査に関する専門委員会を3回開催します。	文化財保護法 長野県文化財保護条例 飯田市文化財保護条例・施行規則	一般事務 史跡の保存目的調査 史跡の公園整備 重機・発掘機の使用 発掘調査現場からの土砂 発掘調査現場の法面崩落 作業員の猛暑対策	騒音規制法 振動規制法 切土法面の土砂崩落防止に関する規則	規制基準の遵守(敷地境界線) 第1種区域50㍥ 第2種区域60㍥ 第3種区域65㍥ 第4種区域70㍥以下 規制基準の遵守(敷地境界線) 第1種区域65㍥ 第2種区域70㍥以下 掘削深度に応じた法面角度、大走りの設置		
324	326 教育委員会 対象: 意図:	体育施設維持管理事業 生涯学習・スポーツ課 社会体育施設(施設数:44) 利用者が安全で良好な環境で利用できるよう維持管理します。	施設が安全安心で快適に利用できるよう、維持管理を行う必要があります。また各スポーツ施設の設置目的や利用状況等により、指定管理・地元管理・直営管理に区分し、より効果的・効率的で利用しやすい管理運営を進めていく必要があります。 ★3/4以上の施設が30年以上前に整備されたものであり、老朽化が進み屋外、屋内施設とも経年経過による老朽化が進んでいます。緊急性・安全性を考慮して対応する事が必要です。 ・社会体育施設及び県営飯田運動公園(野球場、多目的運動場、弓道場)を含め44施設が常に安全快適に利用できるよう維持管理を行います。民間の持つ専門性やノウハウを活用し、利用者の利便性や安全性の向上、管理運営の効率化のため指定管理による運用を行います。飯田市総合運動場は、第2種公認競技場の更新時期となるため、関係団体等との調整を行い継続できるよう準備・手続を進めます。		防火設備の不具合 プール水の汚染 プール施設の安全管理の不備	遊泳用プールの衛生基準について 建築基準法第12条 プールの安全標準指針	遊泳用プールの水質管理 防火設備に関して資格者によって調査・検査を行い、その結果を特定行政庁に報告が必要 遊泳用プールの運用及び施設の安全管理		
325	327 教育委員会 対象: 意図:	体育施設整備事業 生涯学習・スポーツ課 施設数:(施設44) 利用者が安全で良好な環境で利用できるよう施設整備します。	スポーツ施設は、設置後30年以上を経過する施設が全体の6割を占めており改修・修繕を必要とするものが多くなっています。利用者のニーズに配慮しながら、安全で良好な施設環境の維持に努める必要があります。 ★3/4以上の施設が30年以上前に整備されたものであり、老朽化が進み屋外、屋内施設とも経年経過による老朽化が進んでいます。緊急性・安全性を考慮して計画的な改修が必要となっています。 社会体育施設(体育館、武道館、弓道場、運動場、野球場、アクアパーク、市民プール、B&G海洋センター、テニスコート、研修センター等)の改修・改修、備品の修繕、設置等を実施します。飯田市総合運動場は、第2種公認競技場の継続のため、公認基準に沿って整備を実施します。主要な体育施設にある和式トイレの洋式化を順次進めていきます。		スポーツ施設環境の不具合 体育館の床板の剝離による負傷事故の防止対策	水銀に関する水俣条約 体育館の床板の剝離による負傷事故の防止について	電池、化粧品や血圧計など水銀を含む9種類の製品の製造・輸出・輸入を2021年以降禁止に向けた対応 体育館の床板の剝離による負傷事故の防止対策		
326	328 教育委員会 対象: 意図:	社会体育学校開放事業 生涯学習・スポーツ課 学校開放施設(体育館・校庭・武道場)の数:(施設56) 利用者が安全で良好な環境で利用できるよう維持管理します。	各地区で地元の学校体育施設が活用され、コミュニティスポーツが活発に行われるよう、利用調整と施設の適正管理を図る必要があります。 ★社会体育施設だけではその数が限られていることから、学校の体育施設も活用し、適正な維持管理をしていく事が必要です。 ・学校体育施設を地域に開放するため、良好な環境で使用されるよう維持管理を行います。 ・学校開放施設の運用にあたり各公民館と連携を行い、利用調整と施設の適正管理を図ります。 (電気・水道 消耗品 浄化槽点検等)		受付業務の停滞	飯田市立学校体育施設開放に関する規則	学校の体育施設を学校教育上支障のない範囲で有効利用し社会体育及び社会教育の普及振興を図る		
327	329 教育委員会 対象: 意図:	社会体育学校開放施設整備事業 生涯学習・スポーツ課 学校開放施設(体育館・校庭・武道場)の数:(施設56) 利用者が安全で良好な環境で利用できるよう施設整備します。	各地区で地元の学校体育施設が活用され、コミュニティスポーツが活発に行われるよう、施設整備をする必要があります。 ★社会体育施設だけではその数が限られていることから、学校の体育施設も活用し、適正な維持管理をしていく事が必要です。 学校の体育施設を、学校教育に支障がない範囲で、社会体育の利用のために市民に開放し、スポーツの振興を図ります。そのための照明機器及びスポーツ器具等の備品整備を行い、施設の充実を図ります。		照明の不備 器具の不備	水銀に関する水俣条約	電池、化粧品や血圧計など水銀を含む9種類の製品の製造・輸出・輸入を2021年以降禁止に向けた対応		
329	293 教育委員会 対象: 意図:	公民館維持管理事業 公民館 公民館施設及びその利用者 施設の適正な維持管理により、安全安心で快適な学習環境を提供して社会教育の振興に努める	築30年を超える施設が多く、老朽化に伴って改修修繕の必要箇所が年々増加しています。 快適な環境を提供するために空調等を整備していますが、光熱水費等のランニングコストが増大しています。 ・21公民館の貸館業務を行います。 ・施設設備の適切な維持管理を行います。 ・必要な箇所において修繕改修を行います。	社会教育法 飯田市公民館条例 建築基準法、消防法等の施設保全上の関係法令	電気の消費 水の消費 ガスの消費 灯油の消費 おひきき発電所の設置 灯油保管施設の維持管理 地震火災等の発生	消防法 灯油タンクの管理	防火管理者の選任、消防用設備の点検、避難訓練の実施		
330	294 教育委員会 対象: 意図:	南信濃学習交流センター維持管理 公民館 施設設備及びその利用者 施設の適正な維持管理により、安全安心で快適な学習環境を提供する	かつて公民館だった経過や図書分館が併設され南信濃地区にとって身近な施設ですが、施設を管理する臨時職員の安定的確保が難しい状況にあります。 ・施設の貸館業務を行います。 ・施設設備の適切な維持管理を行います。 ・必要な箇所において修繕改修を行います。 ・図書分館としての機能しています。	飯田市南信濃学習交流センター条例 建築基準法、消防法等の施設保全上の関係法令	一般事務 電気の消費 水の消費 ガスの消費 灯油の消費 灯油保管施設の維持管理 地震火災等の発生	火災予防条例 地下タンクの破損や事故が起きた場合の措置	灯油タンクの管理		

令和元年度 順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間	
	部名 課名	2019年度取組							
341	305 教育委員会 対象: 意図:	勤労青少年ホーム運営事業 公民館 勤労青少年ホーム利用対象者 勤労青少年等を対象にした学習	利用者数等が減少傾向にあります。体育協会との合同事務所となっているため、スポーツ面で青少年のニーズに沿った新規事業を開拓していただけるよう取り組んでいく必要があります。ニード・引きこもりの青少年を対象とした若者の居場所づくりなどの新たな機能を付加した事業を展開していく必要があります。指定管理を含めた今後の施設のあり方について、検討を進める必要があります。	社会教育法 飯田市勤労青少年ホーム条例、飯田勤労者体育センター条例 消防法等の施設安全上の関係法令	一般事務 電気の消費 水の消費 ガスの消費 灯油の消費 おひさま発電所の設置 灯油保管施設の維持管理 地震火災等の発生	火災予防条例 地下タンクの破壊や事故が起きた場合の措置	灯油タンクの管理		
			同一敷地に所在する飯田市勤労青少年ホーム、飯田勤労者体育センター、飯田市総合運動場に指定管理者制度を導入しました。今まで行ってきた管理運営内容を継承しながら、窓口時間の延長や民間活力を活用した自主事業の充実などに取り組めます。						
342	317 教育委員会 対象: 意図:	文化会館等管理運営事業 文化会館 市民 文化会館、人形劇場を定期的に安全・快適な環境で利用できるようにする。	飯田市公共施設マネジメントの基本的な考え方に基づき、施設の整備方針をふまえて計画的な改修を進めます。 日常的な維持管理、定期点検を実施し、安全・安心・快適に施設を利用できるようにします。 ・文化会館を安全、安心、快適に利用できるよう日常的な維持管理、点検を実施します。 ・文化会館、人形劇場、市公民館、県公民館の4つのホールを適切に利用できるようホール業務を専門家に委託します。 ・公共施設マネジメントの基本的な考え方に基づき、施設の整備方針をふまえて計画的な改修を進めます。	飯田文化会館条例	一般事務 施設の貸出し、施設の利用 施設整備・保守点検 地震発生によるホール天井の落下 地震等による火災の発生	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 使用済み自動車の再資源化等に関する法律 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 電気事業法	廃棄時の適正な処置 自動車廃棄時の適正処理 水道水質の適正管理、室内空気質の適正管理、室内環境の衛生管理 電気安全管理		
344	319 教育委員会 対象: 意図:	人形劇のまちづくり事業 文化会館 市民 人形劇フェスタのみならず、年間を通して人形劇を鑑賞したり、体験したり、公演の企画運営をおこない、人形劇を通して文化芸術を楽しみます。	年間を通して人形劇の創造活動や公演回数は増加していますが、広く市民に知られていないことや興味を持つ市民層・年齢層が限定されていることが課題です。広報宣伝の方法を再検討すると共に、人形劇の社会的機能など多様な側面をテーマにした取組みが必要です。人形劇フェスタは参加人数（ワッペン販売数）の減少傾向や新たな担い手の確保が課題であり、観光業等との連携など新たな取組みを検討します。30年度のAVIAMA総会の成果を受け他地域との連携関係を構築していくことが課題です。 人形劇フェスタ、人形劇センターの人形劇公演、巡回公演などを実施して市民が人形劇に触れる機会を創出します。創造支援事業では、地域劇団の活動を支援するとともに新たに創造活動を進めるための講座を開催し、人形劇を創ったり演じたりする市民を増やします。人形劇フェスタでは実行委員やボランティアスタッフなど支える参加を促進し、人形劇文化に関わる市民を増やします。伊那谷の伝統人形浄瑠璃を保存伝承するために、保存会の支援や後継者育成のための講習会等を実施します。人形劇フェスタの開催や、人形劇の友・友好都市国際協会（AVIAMA）総会への参加を通して「人形劇の世界都市・飯田」の魅力を国内外に発信します。 糸繰り人形劇の素晴らしさを伝え、新たな来館者やリピーターを増やす必要があります。 ・展示替え、企画展の実施や定期的な糸繰りの上演、体験を通して、新規の来館者やリピーターを増やします。 ・一度も訪れたことのない市民の方々、近隣町村の方々にも人形館のことを知ってもらえるよう、広報宣伝を行います。 ・観光業との連携により来館者の増加に取り組めます。 ・人形館開館20周年記念作品の制作と上演を行い、糸繰り人形劇と人形館の魅力を広く発信します。	竹田扇之助記念国際糸繰り人形館設置条例	一般事務 いびだ人形劇フェスタ開催事業におけるエコ活動 建物火災（今日人形の館、黒田人形浄瑠璃伝承館） 地震等による火災の発生（今日人形の館、黒田人形浄瑠璃伝承館）	消防用設備の点検（1回／年）及び結果報告（今日人形の館、黒田人形浄瑠璃伝承館） 消防法 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	産業廃棄物保管場所の表示（年度当初確認） 産業廃棄物保管場所の適正な管理（毎月確認） 防火管理者の選任（年度当初確認） 消防用設備の点検（1回／年）及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施 廃棄時の適正な処置		
345	320 教育委員会 対象: 意図:	竹田人形館管理運営事業 文化会館 市民 ①人形美術の素晴らしさを鑑賞できるようにする。②人形劇のまちへの理解を深める。③施設を活用した多彩な活動を実施してもらう。	糸繰り人形館の来館者は減少傾向にあります。指定管理者及び川本プロダクションと連携し、人形展示や補修の在り方について研究し、より良い展示となるよう検討します。また、これまで以上に観光業との連携を進めるとともに、市民が集い活動する場所として利用してもらえるよう、指定管理者と協力して、施設の活用や教育普及プログラム、体験プログラムの開発に取り組む必要があります。	竹田扇之助記念国際糸繰り人形館設置条例	一般事務 地震等による火災の発生	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 消防法 消防法 消防法 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	産業廃棄物保管場所の表示（年度当初確認） 産業廃棄物保管場所の適正な管理（毎月確認） 防火管理者の選任（年度当初確認） 消防用設備の点検（1回／年）及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施 廃棄時の適正な処置		
346	321 教育委員会 対象: 意図:	川本人形美術館管理運営事業 文化会館 市民 ①人形美術の素晴らしさを鑑賞できるようにする。②人形劇のまちへの理解を深める。③施設を活用した多彩な活動を実施してもらう。	川本人形美術館の来館者は減少傾向にあります。指定管理者及び川本プロダクションと連携し、人形展示や補修の在り方について研究し、より良い展示となるよう検討します。また、これまで以上に観光業との連携を進めるとともに、市民が集い活動する場所として利用してもらえるよう、指定管理者と協力して、施設の活用や教育普及プログラム、体験プログラムの開発に取り組む必要があります。 ・指定管理者による適切な管理運営が行われるよう、指定管理者の指導監督に努めます。 ・修理が必要な人形について、川本プロダクション、指定管理者と連携して適切に補修を行います。 ・指定管理者と連携して、新たな施設の活用方法や教育普及プログラム、体験プログラムの開発に取り組めます。	飯田市地域人形劇センター条例	一般事務 地震等による火災の発生	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 消防法 消防法 消防法 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	産業廃棄物保管場所の表示（年度当初確認） 産業廃棄物保管場所の適正な管理（毎月確認） 防火管理者の選任（年度当初確認） 消防用設備の点検（1回／年）及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施 廃棄時の適正な処置		
350	309 教育委員会 対象: 意図:	美術博物館管理事業 美術博物館 美術博物館の施設（建物・設備・備品）と展示会等の事業 適切に管理運営する。当館所蔵の収蔵品を適切に管理する	・建築以来30年を経過し、建物や設備の経年劣化等への対応を計画的に進めていく必要があります。 ・2019年7月の自然・文化展示室リニューアルに向けて整備等を計画的に進めていく必要があります。 ・観覧料金体系や開館時間等について、時代や社会のニーズに適したものにしていく必要があります。 美術博物館、柳田国男館、日夏耿之介記念館の建物、設備、機械等について管理、修繕を行います。 観覧者や入館者の受付、観覧料等の収納等を行います。 展示会が安全に開催できるよう管理を行います。 関連する組織に加盟し、研修や情報収集などを行います。 その他、館の運営に必要な庶務を行います。 自然と文化展示室のリニューアルに向けた整備等を行います。	博物館法 飯田市美術博物館条例	一般事務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 防火管理者の選任／消防用設備の点検（1回／年）及び結果報告／避難訓練計画の届出及び訓練の実施（1・2回／年）／無停電電源装置の法定点検と報告（1回／年） 高圧ガス保安法第35条1項 電気事業法	産業廃棄物保管場所の表示（60cm×60cm） 防火管理者の選任／消防用設備の点検（1回／年）及び結果報告／避難訓練計画の届出及び訓練の実施（1・2回／年）／無停電電源装置の法定点検と報告（1回／年） 高圧ガス保安法第35条1項 自家用電気工作物（自家用発電設備）の保安規程に準じた点検（1回／年）／保安規程の作成・遵守／主任技術者の選任 適正な使用と適切な管理		
351	310 教育委員会 対象: 意図:	美術博物館資料調査研究・収集保管事業 美術博物館 伊那谷に存在する自然、人文、美術に関する事象や資料 調査、研究、整理し、活用できる状態にする	・地域に根ざした魅力的な展示会や教育普及など博物館活動を行っていくためには、事象や資料を地域資源化するための継続的な調査研究が必要です。また、資料を効果的に利活用するための整理とデータベース化も必要です。 ・菱田春草記念室の常設化に対応する収蔵作品や資料の増強と研究、整理が必要です。 ・収蔵資料の増加に伴い、収蔵保管をどのようにしていくか、場所の有効活用や工夫が必要です。 自然・人文・美術に関する調査研究を行い、その成果を展示会や講座等に活用して提供します。また、研究成果は学会発表や学術雑誌、研究紀要、伊那谷自然史論集などで公表します。調査研究および展示の充実のために必要な資料等の取得を、計画的に行います。また必要に応じて資料等の購入を行い、寄贈・寄託を受けます。資料等を整理登録しデータベース化を進め、公開や閲覧に供します。傷んだ資料の修復を行います。 「飯田市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、考古資料館との統合などの検討を進める必要があります。 ・併設の「秀水美人画美術館」のあり方を検討していく必要があります。 上郷考古博物館及び秀水美人画美術館の運営と維持管理を行います。 展示公開事業として、常設展示の充実と展示替えを行います。 教育普及事業として、各種ワークショップや講演会、見学会などを行います。また、学校及び各種団体の学習を支援します。 展示公開事業や教育普及事業の知識及び情報源としての、調査研究活動を行います。 県立歴史館が行う巡回展の「長野県の考古学―時代を映す“匠”の技」を支援します。	博物館法 飯田市美術博物館条例	一般事務 自動車の運転 物品管理事務（薬品の使用）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律			
355	314 教育委員会 対象: 意図:	考古博物館管理運営事業 美術博物館 ①上郷考古博物館 秀水美人画美術館及び収蔵資料、作品 ②飯田市民及び下伊那郡住民 ①施設、収蔵資料・作品の維持管理を行う ②展示、ワークショップ等を行うことで研究成果を公表する	・「飯田市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、考古資料館との統合などの検討を進める必要があります。 ・併設の「秀水美人画美術館」のあり方を検討していく必要があります。 上郷考古博物館及び秀水美人画美術館の運営と維持管理を行います。 展示公開事業として、常設展示の充実と展示替えを行います。 教育普及事業として、各種ワークショップや講演会、見学会などを行います。また、学校及び各種団体の学習を支援します。 展示公開事業や教育普及事業の知識及び情報源としての、調査研究活動を行います。 県立歴史館が行う巡回展の「長野県の考古学―時代を映す“匠”の技」を支援します。	博物館法 飯田市美術博物館条例	一般事務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 防火管理者の選任／消防用設備の点検（1回／年）及び結果報告／避難訓練計画の届出及び訓練の実施（1・2回／年）／無停電電源装置の法定点検と報告（1回／年）地下タ			
358	322 教育委員会 対象: 意図:	歴史研究所管理事業 歴史研究所 市民、研究者等 研究所施設を維持管理し、充実を図ることで、地域遺産を活用する拠点として利用してもらう	歴史研究所に多くの市民に来所してもらうことや、出前講座等こちらから地域へ出向く機会を増やすなど、地域に当施設をさらに有効に利用してもらうことが重要と考えます。 調査研究によって整理された飯田・下伊那地域の歴史資料を保存・公開し、市民、研究者等の活用に資するため施設の維持、環境整備と利便性の向上を図ります。	飯田市歴史研究所条例 飯田市歴史研究所管理運営規則	一般事務 廃棄物の発生 電気の消費 水の消費 庁用車の廃棄 特定家電製品の廃棄	特定家庭用機器再商品化法 使用済み自動車の再資源化等に関する法律	特定家電製品の適正な廃棄 庁用車の適正な廃棄		

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No.	事務事業名	課題認識	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
	部名	課名	2019年度取組						
359	323 教育委員会 対象:	歴史研究所事業 歴史研究所	調査研究活動を進め地域に還元し、当地域の歴史への理解を深めていくにあたり、これまで以上に地域住民や団体の参画が必要と考えます。 関係機関と連携を図りながら、地域の人々と協働して歴史資料の調査・研究を行い、保存継承を進めます。また、調査研究活動の成果を研究集会、定例研究会、年報等で公表し、身近な地域の歴史・文化として市民に還元します。さらに教育事業として飯田アカデミア、地域史講座、ゼミ等を通じて、地域での学びを支援します。	飯田市歴史研究所条例 飯田市歴史研究所管理運営規則	一般事務 紙の消費 ガソリンの消費 グリーン商品の購入 歴史資料の保存・活用	歴史資料の保存・活用	地域に残る歴史的文書や歴史的価値のある行政文書の廃棄、散逸を防ぐ		
	意図:	①市民 ②飯田・下伊那の文書、絵図等資料、歴史的建造物・景観 ③歴史研究に携わる人及び ①飯田・下伊那の歴史への関心を高め、理解を深める ②収集、調査研究、保存、聞き取り調査等により地域の歴史文化を解明する ③研究者・研究団体の育成、支援を行う							
	2	議会運営事業	・議会活動をととし、執行機関の活動を監視、評価すると共に、議会として政策立案能力を高める必要があります。 ・より民意を反映する議会を目指し、議会改革をととして、その機能を継続的に検証していく必要があります。 ・広報広聴機能の充実により、市民への説明責任を果たすと共に市民の声を聴き、情報の共有化を推進していく必要があります。 ★市民に分かりやすい議会を目指し、執行機関側から質問ができる「反問権」の検討を行いました。	地方自治法第89条ほか、飯田市自治基本条例第22条から第27条の規定	一般事務	議決権行使による市の意思 市民要望の行政への反映	十分な議論を行い議会としての意思決定をする 開かれた議会運営を行うことにより、広く市民の声を聞き市の政策へ反映させる		
	361	議会事務局 対象:	・議会活動に伴う経常的な経費を支出します。 ・議会改革の一環として、議会図書室の充実を図ります。 ・各委員会の所管事務調査として視察や団体との懇談等を行い、課題に対する調査研究を進め、審査の質の向上、政策提言を目指します。						
	意図:	民意を反映した市の意思決定 議決権限行使による民意を反映した市の意思決定と、それに資するための委員会審査・調査の質の向上、継続的な議会改革の推進及び広報広聴活動の充実	行政評価を通じ、執行機関への監視と提言を行います。 ・議会だよりの発行、ケーブルTV、インターネットによる議会中継を実施。議会報告会を開催し、議会活動の報告に合わせ市民の意見等を起点として課題を抽出し、政策提言に取り組みます。 ・議長会等へ参画し、国等の動向等情報を取得。関係自治体と課題を共有し、課題解決に向けた要望活動等を実施します。 ・議会を代表し、議長が対外的に交際する費用を支出します。						
	55	選挙管理委員会運営事業	法改正を踏まえて更なる選挙知識の向上を図り、公正及び円滑な選挙の管理執行を行います。 1 定例委員会及び必要に応じ臨時委員会を開催します。 2 各種選挙が適正に執行されるよう管理します。 (1)長野県議会議員一般選挙(平成31年4月29日任期満了) (2)参議院議員通常選挙(平成31年7月28日任期満了) (3)四区財産区(平成31年7月26日任期満了) (4)柏原地区財産区(平成31年12月23日任期満了) 3 全国市区及び県19市選挙管理委員会連合会等の事業や研修に参加し、委員及び職員との知識向上に努めます。	公職選挙法	委員会の開催	公職選挙法 選挙管理委員会規定	適正な選挙選挙執行 適正な委員会運営		
	363	総務部 選挙管理委員会事務局 対象:	選挙管理委員会						
	意図:	選挙を適正に管理執行する。							
	56	選挙啓発事業	・全国的に投票率が低下傾向にあるなかで、特に若年層の投票率は低い傾向にあります。 ・若者の政治参加を図ることを目的に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。 ・県知事選挙の投票結果では、高校生の投票率は高かったが10代と20代前半の投票率は低かったことから、引き続き若年層の政治や選挙に対する関心を高めていく必要があります。 ・明るい選挙推進協議会と連携しながら、市民の政治意識や選挙に対する関心の向上を図り、選挙が公正かつ適正に行われるようあらゆる機会に中立的な情報提供や啓発活動を実施します。 ・特に将来を担う若年層を中心に、高校・短大での出前講座や模擬選挙を、小中学生向けに明るい選挙啓発ポスター事業等の啓発活動を実施します。	公職選挙法 政治資金規正法	選挙啓発事業全般(常時啓発)	公職選挙法(第6条)	選挙人の政治常識の向上、選挙に際し投票方法、選挙違反等の周知を行う		
	364	総務部 選挙管理委員会事務局 対象:	市民(有権者)						
	意図:	市民一人ひとりが一票の重みを認識し、豊かな政治意識を備え、主権者としての自覚をもって進んで投票するとともに、明るい選挙の実現と投票率の向上を図る。							
365	57	参議院議員通常選挙事務	投票事務の効率化を図りながら、マニュアルの見直し、事務従事者への周知徹底等により、適正・円滑な選挙事務を行います。	公職選挙法	選挙執行に係る事務量の増 投票説明会の開催 ポスター掲示場の設置 投票(事務)の実施 開票(事務)の実施 選挙啓発活動の実施	公職選挙法 第6章(投票) 公職選挙法 第7章(開票) 公職選挙法 第13章(選挙運動) 公職選挙法 第8章(選挙会) 公職選挙法 第13章(選挙運動)	投票の秘密保持、一人一票、その他法に基づく投票方法の順守 正確で迅速な開票と結果の選挙人への周知 違反ポスター・違反事務所の撤去命令、ポスター掲示場の設置 適正な選挙執行(様式・手続等詳細)		
	総務部 選挙管理委員会事務局 対象:	参議院議員通常選挙	1 平成31年7月28日任期満了による参議院議員通常選挙を執行します。 (1)選挙期日 平成31年7月執行予定 (2)投票所数 67箇所(上村・南信濃地区は午後7時まで、その他は午後8時まで) (3)期日前投票所 5箇所(本庁、竜丘公民館、伊賀良公民館、上村公民館、南信濃地域交流センター) ・本庁は告示日の翌日から16日間 午前8時30分～午後8時まで ・その他は選挙期日直近の火曜から金曜の4日間 午前8時30分～午後6時まで						
	意図:	公職選挙法に則って選挙事務を適正に執行し、参議院議員を選出します。							
	58	県議会議員一般選挙事務	投票事務の効率化を図りながら、マニュアルの見直し、事務従事者への周知徹底等により、適正・円滑な選挙事務を行います。	公職選挙法	選挙執行に係る事務量の増 投票説明会の開催 ポスター掲示場の設置 投票(事務)の実施 開票(事務)の実施 選挙時啓発活動の実施	公職選挙法 第6章(投票) 公職選挙法 第7章(開票) 公職選挙法 第13章(選挙運動) 公職選挙法 第8章(選挙会) 公職選挙法 第13章(選挙運動)	投票の秘密保持、一人一票、その他法に基づく投票方法の順守 正確で迅速な開票と結果の選挙人への周知 違反ポスター・違反事務所の撤去命令ポスター、公営掲示場の設置 適正な選挙執行(様式・手続等詳細)		
	366	総務部 選挙管理委員会事務局 対象:	長野県議会議員一般選挙						
	意図:	公職選挙法に則って選挙事務を適正に執行し、県議会議員を選出します。	1 平成31年4月29日任期満了による県議会議員一般選挙の執行を行います。 (1)選挙期日 平成31年4月7日執行予定 (2)投票所数 67箇所 上村・南信濃地区は午後7時まで、その他は午後8時まで (3)期日前投票所数 5箇所(本庁、竜丘公民館、伊賀良公民館、上村公民館、南信濃地域交流センター) ・本庁は告示日の翌日から8日間 午前8時30分～午後8時まで ・その他は選挙期日直近の火曜から金曜まで 午前8時30分～午後6時まで						
	59	財産区議会議員選挙事務	円滑な選挙事務を行うため、財産区の事務局を担う各自治振興センターと連携し、適正に選挙事務を行います。	公職選挙法	選挙執行に係る事務量の増 立候補説明会の開催 投票(事務)の実施 開票(事務)の実施	公職選挙法 第5章(選挙期) 公職選挙法 第6章(投票) 公職選挙法 第7章(開票) 公職選挙法 第8章(選挙会)	任期満了前30日以内の執行、選挙期日5日前投票の秘密保持、一人一票、その他法に基づく投票方法の順守 正確で迅速な開票と結果の選挙人への周知 当選者の決定 違反ポスター・違反事務所の撤去命令ポスター掲示場の設置 廃棄物の保管 浸透・悪臭防止の措置 防火管理者の選任 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年) 貯蔵、取り扱い、自主点検の実施 第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施 家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施 リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施		
	367	総務部 選挙管理委員会事務局 対象:	各財産区議会議員選挙						
	意図:	公職選挙法に則って選挙事務を適正に執行し、各財産区議会議員を選出します。	1 任期満了による各財産区議員一般選挙を執行します。 (1)四区財産区(平成31年7月27日任期満了、選挙期日未定) (2)柏原地区財産区(平成31年12月23日任期満了、選挙期日未定)						
371		一般事務及び施設管理業務							
	市民協働環境部 対象:	座光寺自治振興センター							
	意図:								

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No. 部名	事務事業名 課名	課題認識 2019年度取組	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中間	年間
373	市民協働環境部 対象: 意図:	一般事務及び施設管理業務 松尾自治振興センター			紙の消費	廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置		
					電気・LPガスの消費				
					水の消費	施設の管理	防火管理者の選任		
					施設の緑化	施設の管理	消防設備の点検(1回/年)及び結果報告		
					フロンの漏れ	施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年)		
					公用車の廃棄	灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施		
					灯油流出	フロンの漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施		
					LPガス漏れ				
						家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施		
						公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施		
376	市民協働環境部 対象: 意図:	一般事務及び施設管理業務 千代自治振興センター			紙の消費	施設の管理	防火管理者の選任		
					電気・LPガスの消費	施設の管理	消防設備の点検(1回/年)及び結果報告		
					水の消費	施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年)		
					ガソリン・灯油の消費	灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施		
					廃棄物の発生	フロンの漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施		
					グリーン商品の購入				
					建物火災	家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施		
					フロンの灯油、LPガス漏れ	公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施		
377	市民協働環境部 対象: 意図:	一般事務・団体支援業務及び施設管理業務 龍江自治振興センター			紙の消費	特定家庭用機器再商品化法	テレビ、冷蔵庫の廃棄時の適正な処置の実施		
					電気・LPガスの消費	使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施		
					水の消費				
					ガソリン・灯油の消費	第3次龍江21構想	花の里構想の推進		
					廃棄物の発生	第3次龍江21構想	水辺の楽校周辺環境整備		
					グリーン商品の購入	第3次龍江21構想	水辺の楽校改修整備		
					施設の緑化	第3次龍江21構想	龍江地区環境条例の制定		
					河川美化活動の実施	第3次龍江21構想	不法投棄防止		
					こみゼロ・グリーン運動の取組の展開	第3次龍江21構想	こみ分別の実施強化		
					公用車の廃棄				
378	市民協働環境部 対象: 意図:	一般事務・団体支援業務及び施設管理業務 竜丘自治振興センター			紙の消費	特定家庭用機器再商品化法	テレビ、冷蔵庫の廃棄時の適正な処置の実施		
					電気・LPガスの消費	使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施		
					水の消費				
					ガソリン・灯油の消費	竜丘地区基本構想	動植物の保護活動の推進		
					廃棄物の発生	竜丘地区基本構想	親水性の高い河川護岸の整備と里山の維持保		
					グリーン商品の購入	竜丘地区基本構想	シンボルフラワー・ツリー等による快適環境の創出		
					施設の緑化				
					河川美化活動の実施	竜丘地区基本構想	地域ぐるみによる不法投棄対策と美化活動の促進		
					里山保全活動の実施				
					こみゼロ・グリーン運動の取組の展開	竜丘地区基本構想	リデュース・リユース・リサイクルの推進		
379	市民協働環境部 対象: 意図:	一般事務 川路自治振興センター			紙の消費	廃棄物の保管と管理	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置、早めの除去		
					電気・LPガス・灯油の消費				
					水の消費	施設の管理	防火管理者の選任		
					施設の緑化	施設の管理	消防設備の点検(1回/年)及び結果報告		
						施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年)		
						灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施(毎月1回)		
						フロンの漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施		
						家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施		
380	市民協働環境部 対象: 意図:	一般事務 三種自治振興センター			紙の消費	温室効果ガスの抑制	適切な購入、環境整備		
					廃棄物の発生	施設の管理	防火管理者の選任		
					電気・ガスの消費	指定管理施設含む消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告			
					灯油・ガソリンの消費				
					庁舎緑化管理	施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年)		
					グリーン商品の購入	施設の管理	合併浄化槽の点検		
					建物火災	施設の管理	フロングスの適切な管理		
					地震による建物倒壊	施設の管理	産業廃棄物の適切な処理		
						施設の管理	灯油タンクの適切な管理		

令和元年度 順守義務一覧表

	事業No.	事務事業名	課題認識	法令	環境側面	法令順守	要求事項	中 間	年 間
	部名	課名	2019年度取組						
382		一般事務			紙の消費	温室効果ガスの抑制	適切な購入、環境整備		
					廃棄物の発生	施設の管理	防火管理者の選任		
	市民協働環境部	山本自治振興センター			電気・ガスの消費	施設の管理	指定管理施設含む消防用設備の点検(1回／年)及び結果報告		
					灯油・ガソリンの消費				
					庁舎緑化管理	施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回／年)		
	対象:				グリーン商品の購入				
	意図:				建物火災				
					地震による建物倒壊				
384		一般業務(一般事務)			紙の消費				
					廃棄物の発生	廃棄物の保管	廃棄物の適正処置(保管表示、分別、飛散等防止)		
	市民協働環境部	伊賀良自治振興センター			灯油使用(冬期間)				
					LPガス消費				
	対象:				電気の消費				
	意図:				水の消費				
					ガソリンの消費				
					グリーン商品の購入				
388		施設管理・一般業務			廃棄物の適正な管理	廃棄物の処理及び清掃	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管(分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止措置)		
	市民協働環境部	上郷自治振興センター			公用車の廃棄				
						//	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)		
	対象:					使用済み自動車の再資源化	リサイクル料金の支払い引き取り業者への引き渡し		
390		一般事務及び施設管理業務			紙の消費	廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置		
					電気の消費				
					水の消費	消防法に関する施設管理	防火管理者の選任		
	市民協働環境部	上村自治振興センター			施設の緑化	消防法に関する施設管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告		
					建物火災	消防法に関する施設管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年)		
	対象:				灯油流出	浄化槽法	保守点検及び清掃(1回/年)・指定検査機関による水質検査(1回/年)		
	意図:				フロンの漏えい				
					公用車の廃棄	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化	第一種特定製品の適正管理と点検等の実施		
						灯油タンク等の管理	貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施(南信州広域連合火災予防条例)		
						使用済み自動車の再資源化	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処理の実施		
						家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施		